
 マレーシア投資環境

2019年11月

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほ総合研究所

調査本部

【目次】

I. 基礎情報

【I-1】アジア主要国経済指標	P.3
【I-2】基礎データ・概況	P.4
【I-3】経済構造(産業・貿易)	P.5
【I-4】経済・産業等の特徴	P.8
【I-5】経済情勢	P.10
【I-6】政治情勢	P.13
【I-7】経済発展上の課題	P.14
【I-8】経済発展上の強み	P.15
【I-9】リスク	P.16
【I-10】直接投資動向	P.17
【I-11】投資先としてのポテンシャル総括	P.20

II. 投資関連情報

【II-1】労働関連情報	P.22
【II-2】主要工業団地・経済特区	P.24
【II-3】会計・税務関連情報	P.28
【II-4】物流関連情報	P.29
【II-5】金融関連情報	P.30
【II-6】撤退	P.31

III. 拠点設立

【III-1】進出形態	P.33
【III-2】拠点設立フロー	P.34
【III-3】現地費用	P.36
【III-4】口座開設	P.37

IV. 各種規制・恩典・参考情報

【IV-1】外資規制	P.39
【IV-2】投資誘致	P.42
【IV-3】会社法	P.47
【IV-4】為替管理制度	P.48
【IV-5】貿易制度	P.50
【IV-6】資金調達	P.51
【IV-7】不動産関連規制	P.54

V. その他

【V-1】みずほ銀行 マレーシア拠点のご案内	P.56
【V-2】業務提携	P.57

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【I-1】アジア主要国経済指標

国名	韓国	日本	中国	シンガポール	台湾	香港
人口(百万人)	51.6	126.5	1,395.4	5.6	23.6	7.5
名目GDP(億USD)	17,205	49,718	133,681	3,641	5,899	3,627
実質GDP成長率(前年比)	2.7	0.8	6.6	3.1	2.6	3.0
1人あたりGDP(USD)	33,320	39,304	9,580	64,579	25,008	48,451
2019年GDP成長率見込	2.0	0.9	6.1	0.5	2.0	0.3
信用格付(S&P) as of Oct 2019	AA	A+	A+	AAA	AA-	AA+
国名	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド
人口(百万人)	67.8	264.2	32.4	106.6	94.6	1,334.2
名目GDP(億USD)	5,049	10,225	3,586	3,309	2,413	27,187
実質GDP成長率(前年比)	4.1	5.2	4.7	6.2	7.1	6.8
1人あたりGDP(USD)	7,448	3,871	11,072	3,104	2,551	2,038
2019年GDP成長率見込	2.9	5.0	4.5	5.7	6.5	6.1
信用格付(S&P) as of Oct 2019	BBB+	BBB	A-	BBB+	BB	BBB-

(注)1. 数値は2018年ベース、2019年GDP成長率見込および斜体箇所はIMF推定値

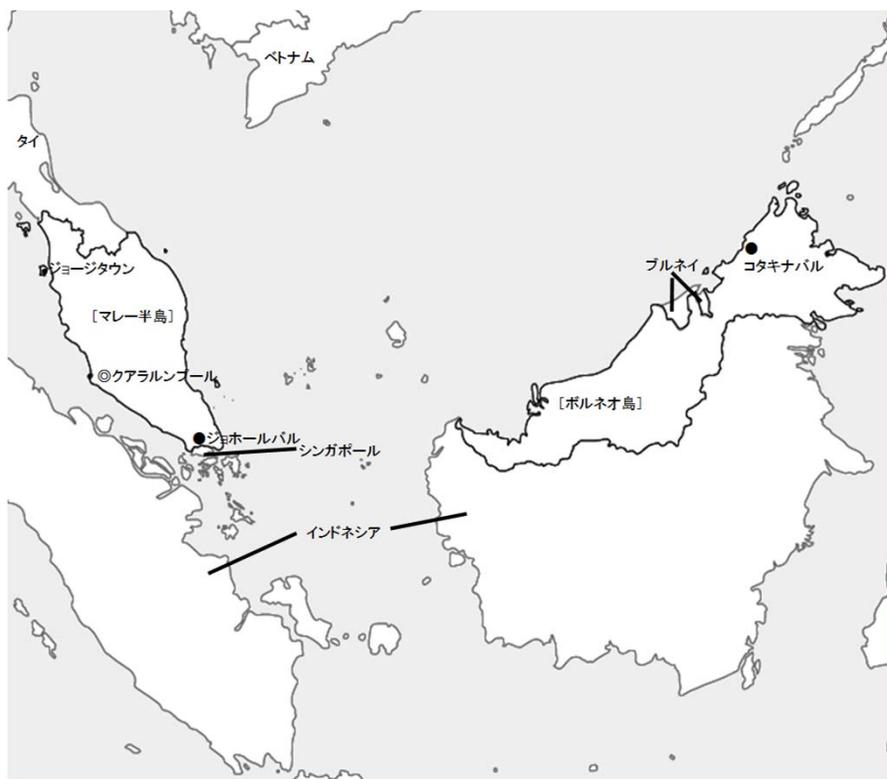
2. S&P格付定義 A :当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい

BBB:当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い

BB :他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低い、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある

(出所)IMF “World Economic Outlook Database”、各種資料等より みずほ総合研究所作成

【 I - 2】基礎データ・概況



マレーシア基礎データ

【人口】	3,239万人 (2018年IMF)
【面積】	33万km ² (日本の約0.9倍)
【首都】	クアラルンプール (人口: 179万人、2017年)
【言語】	マレー語、英語、中国語、タミル語
【民族】	マレー系と先住民族61.7%、中国系20.8%、インド系6.2%、その他0.9%、外国人10.4% (2017年推計)
【宗教】	イスラム教61.3%、仏教19.8%、キリスト教9.2%、ヒンドゥー教6.3%、中国伝統宗教1.3%、その他0.4%、無宗教0.8%、不明1.0% (2010年)
【通貨】	マレーシアリング
【政治】	立憲君主制 (議会制民主主義)
【元首】	アブドゥラ第16代国王 (2019年1月就任、任期5年)
【主要産業】	サービス業
【名目GDP】	3,586億ドル 1人あたりGDP: 11,072ドル (2018年IMF)
【GDP成長率】	4.7% (2018年)

マレーシア概況

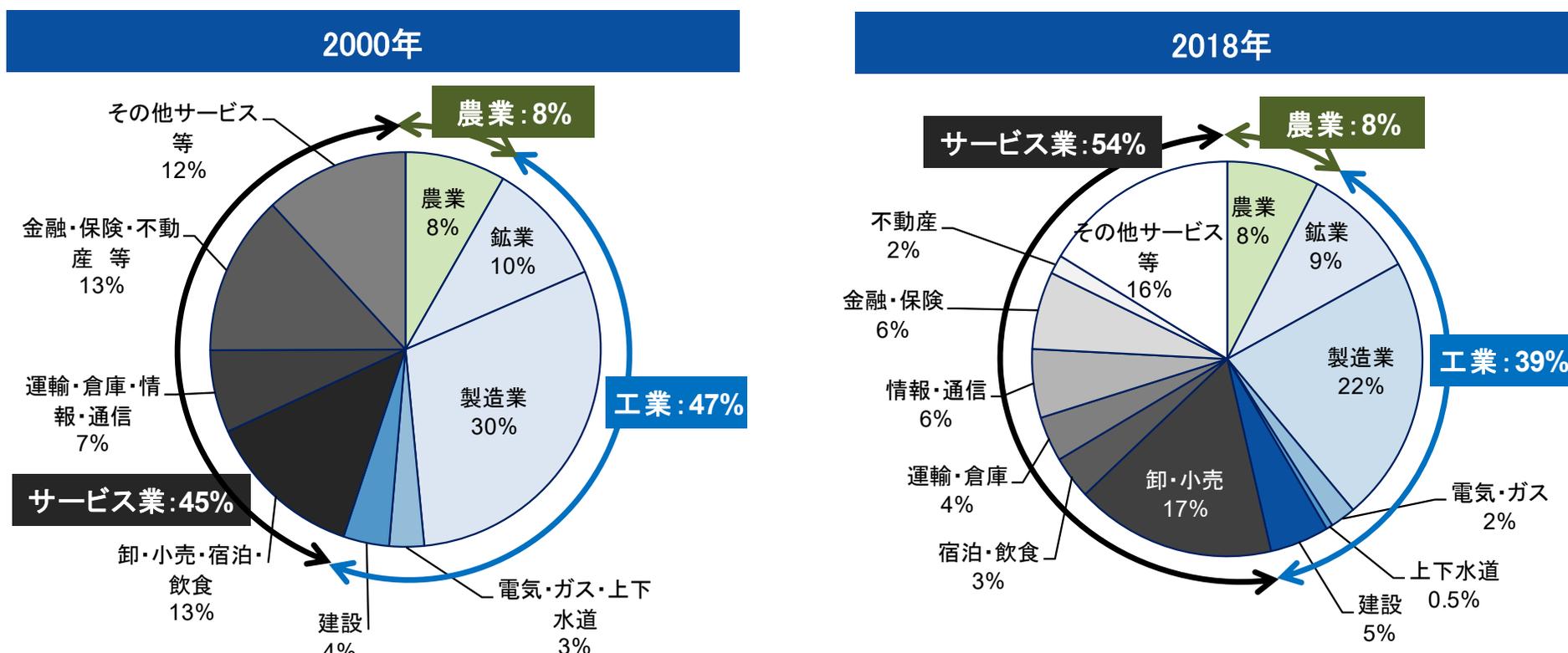
- マレー半島南半分と、ボルネオ島の北西海岸地域 (サバ、サラワク州) から成り、3つの連邦直轄区 (クアラルンプール、ラブアン島およびプトラジャヤ) と13州で構成される連邦国家。総人口の約8割は半島マレーシアに集中。東マレーシア地域は豊富な鉱物資源に恵まれているが、人口は少ない
- 主な天然資源は、原油、天然ガス、天然ゴム、パーム油、木材、錫鉱、銅鉱、ボーキサイト鉱等
- 2018年5月の総選挙で、独立以来政権を維持してきた国民戦線が希望連盟に敗北、歴史的な政権交代が起こった

(出所) IMF、外務省、JETRO、米国中央情報局等より みずほ総合研究所作成

【 I - 3】経済構造(産業・貿易)①～産業構造

- ◆ マレーシアは、ASEAN主要国の中で最も工業化が進展した国の1つ。GDPに占める工業の割合は、低下傾向にあるものの、現在でも約4割となっている
- ◆ プランテーションによるパーム油生産など、農業部門も引き続き一定のシェアを占めている
- ◆ サービス化が進展し、主力産業となっている

産業別GDP構成比(2000年と直近の比較)

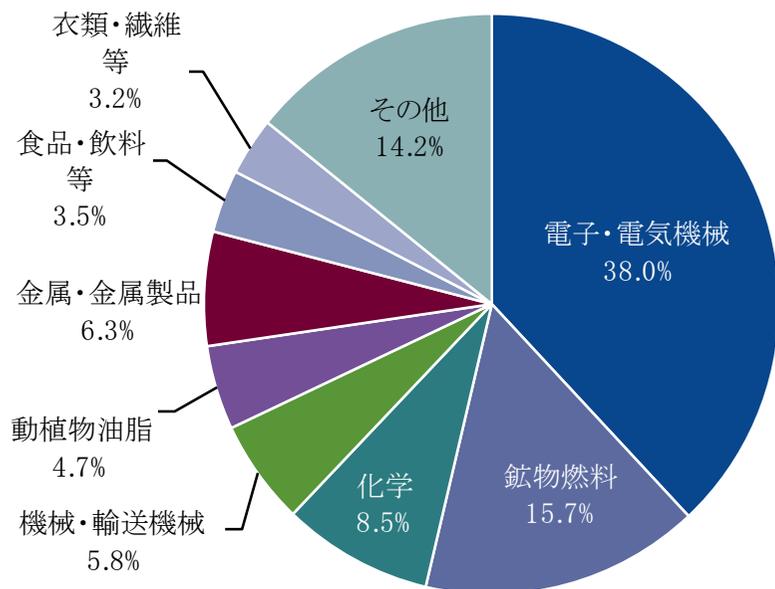


(出所) ADB Key Indicatorsより みずほ総合研究所作成

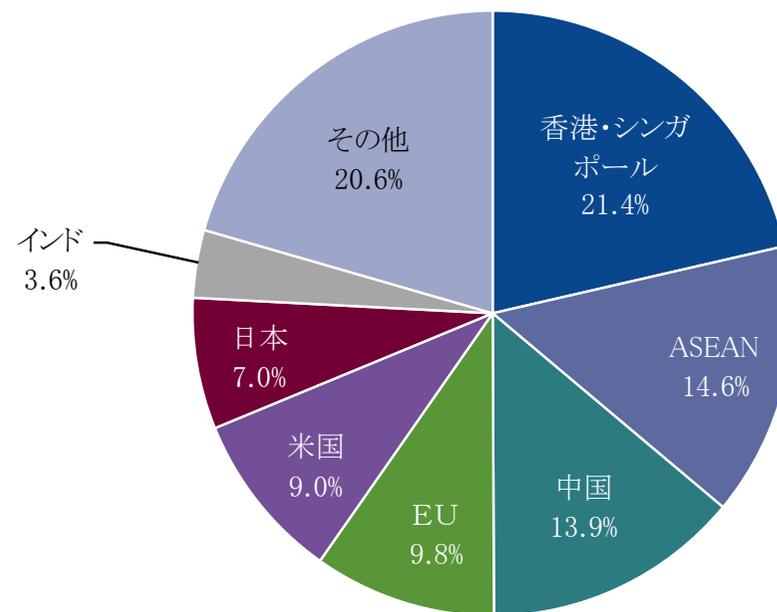
【I-3】経済構造(産業・貿易)②～輸出構造

- ◆ 電子・電気機械で輸出全体の3分の1以上を占めている。そのなかでも、けん引役となっているのは半導体産業である
- ◆ 再輸出中継港としての色彩が濃い香港・シンガポール向けを除くと、ASEAN、中国、EUの順に輸出が多い

財別輸出内訳(2018年)



国・地域別輸出内訳(2018年)

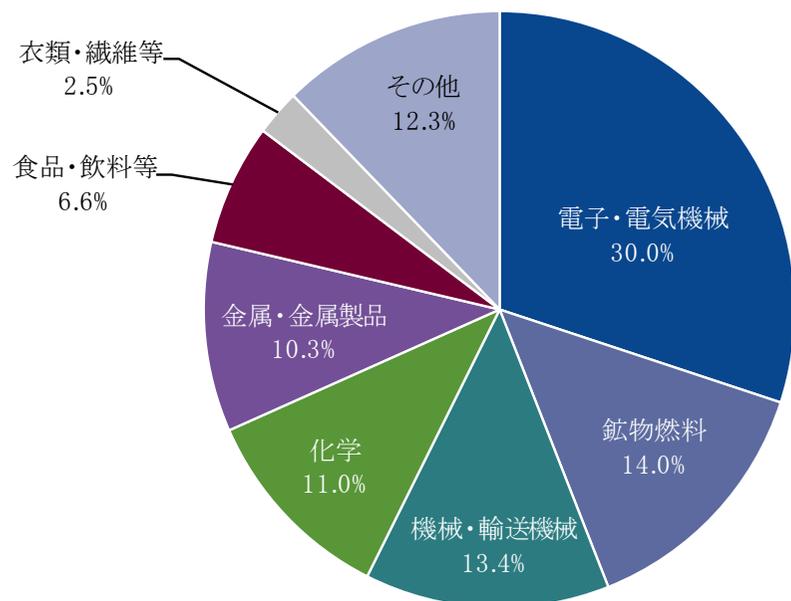


(出所)マレーシア統計局より みずほ総合研究所作成

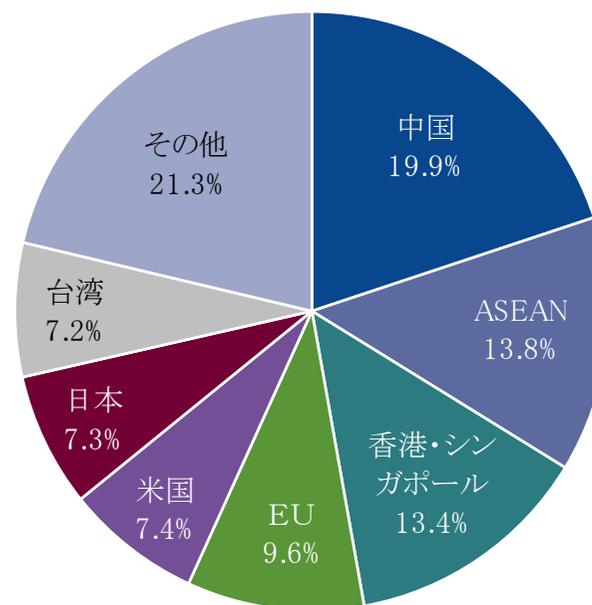
【 I - 3】経済構造(産業・貿易)③～輸入構造

- ◆ エレクトロニクス製品の世界的なサプライチェーンの一角を占めており、輸出と同様、輸入においても電子・電気機械の比率が高い。続いて鉱物燃料、機械・輸送機械となっている
- ◆ 輸入元としては、中国、ASEANのシェアが高い

財別輸入内訳(2018年)



国・地域別輸入内訳(2018年)



(出所)マレーシア統計局より みずほ総合研究所作成

【 I - 4】経済・産業等の特徴①～経済・社会

- ◆ マレー系、中華系、インド系など、多種多様な民族から構成される多民族国家
- ◆ 独立以前から経済面で大きな力を持つ華人とマレー人との間に大きな格差が存在。格差縮小のための政策（ブミプトラ政策）を長年実施していたが、2009年規制緩和を発表
- ◆ 天然ガス、原油、パームオイルなど天然資源が豊富

経済・社会の特徴

社会	<ul style="list-style-type: none">✓ マレーシアでは、独立以前から華人が経済面では強い影響力をもっており、暴動が起きるほどの経済格差がマレー人との間にあった。そのため、政府はその格差を縮めるためのブミプトラ政策をとり、マレーシア人企業家を育成。その結果、以前ほどの民族間の緊張はなく、マレー系企業のプレゼンスは年々高まりつつあるが、華人企業家は依然として大きな影響力を保持している
経済	<ul style="list-style-type: none">✓ 古くから外資系企業を積極的に受け入れてきたエレクトロニクス、鉱物資源やその加工品、天然ゴム・パームオイルといった農産品など、強力な輸出産業の基盤を持つ輸出立国✓ 財政・金融政策の運営は基本的に保守的であり、経済は安定的に推移。経常収支は黒字基調が続く。ただし、外貨準備はやや少なめと評されることが多い
政治	<ul style="list-style-type: none">✓ 1957年の独立以来、一貫して国民戦線が政権を担ってきたが、2018年5月の総選挙で希望連盟が過半数を制し、歴史的な政権交代が起こった。ナジブ前首相の汚職疑惑や、消費税導入などが政権交代の主たる要因。マハティール元首相（在任期間1981～2003年）が首相に返り咲いた✓ マハティール氏は、1～2年でアンワル元副首相に政権を禅譲することを約束している
外交	<ul style="list-style-type: none">✓ マレーシアの外交は、①自由と独立、②善隣友好、③ASEAN域内協力推進、④世界平和の促進と繁栄、⑤国連憲章の遵守の5原則を掲げる✓ 非同盟・中立の方針を柱に、ASEAN諸国やイスラム諸国との協力、米国や中国などの大国と等距離外交、国連活動への積極的参加など多面的な外交を展開

（出所）各種情報より みずほ総合研究所作成

【 I - 4】経済・産業等の特徴②～産業

- ◆ 豊富な天然資源を有し、特に天然ゴム・パーム油・木材・錫・LNG・原油は世界上位の生産量
- ◆ 製造業は、半導体などエレクトロニクス製品や、鉱物資源を加工した化学品が主力
- ◆ 外資規制の緩和や外国人観光客の増加などを背景として、近年サービス産業の割合が上昇傾向

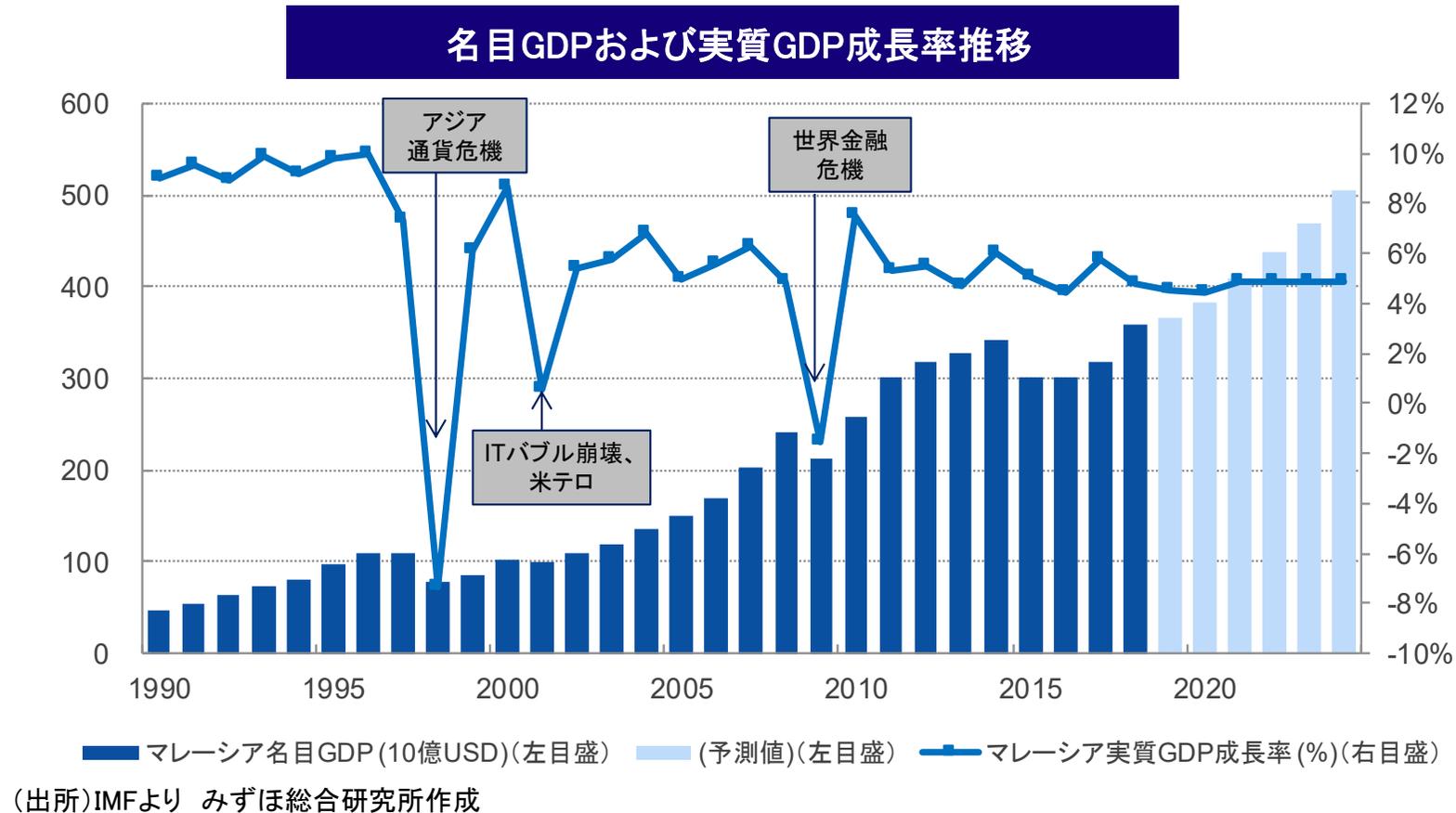
主要産業の特徴と動向

	農林水産業	製造業	サービス業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 天然ゴム生産は世界第6位、シェアは約5% ✓ パーム油はインドネシアと合わせて世界の約9割を生産 ✓ 林業では、森林保護を目的に伐採制限を実施しているため減少 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ かつての資源加工型から、輸出指向型・高付加価値型へと転換 ✓ 東南アジア唯一の国民車メーカーがあり、自動車部品産業の育成にも取り組む ✓ 賃金上昇、熟練労働者不足の問題点あり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報化社会に向け、マルチメディア関連の情報産業育成に注力（マルチメディア・スーパーコリドーなど） ✓ 国連世界観光機関（UNWTO、2017年）によると、世界で15番目に外国人観光客が多い国
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パーム油をバイオ燃料など食用以外に利用する動きが広まり、生産量が拡大 ✓ パーム原油（CPO）の輸出関税は月次で市場価格に連動して調整しているが、2018年10月第一次産業相が、国際競争力強化のため輸出関税の見直しを示唆した 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府公認ハラール認証機関JAKIMは、国際的な認証制度の確立・監督のため42カ国69団体からなる国際ハラール機関委員会（IHAB）を発足 ✓ 新たに就任したマハティール首相は新たな国民車プロジェクトを立ち上げる意向を示している 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近年の外資規制・ブミプトラ政策の緩和により、外資が参入することができるサービス業が拡大 ✓ 今後も随時規制が緩和される方向性

（出所）JCIFレポート、各種情報より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【 I - 5】経済情勢①～中長期の成長推移

- ◆ 1957年の独立直後は、経済は一次産品の天然ゴムと錫に依存
- ◆ 1986年以降、輸出指向型工業化政策を推進し、外資の積極的な導入により高成長を実現
- ◆ 1997年に通貨危機に直面。IMFの支援を受けることなく、独自の対策で危機を乗り切った
- ◆ 2011年以降、成長率はおおむね5%前後で推移している



【 I - 5】経済情勢②～短期見通し

- ◆ ITサイクルのピークアウトに伴う輸出鈍化、2018年6月の売上・サービス税(GST)廃止に伴う一時的消費盛り上がりの反動、インフラプロジェクトの見直しなどを背景に、成長率は徐々に低下へ

アジア経済見通し総括表(短期)

(単位: %)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
アジア	6.4	6.2	6.2	5.4	5.5
中国	6.7	6.8	6.6	6.2	5.9
NIEs	2.5	3.3	2.8	1.7	1.5
韓国	2.9	3.2	2.7	1.9	1.5
台湾	1.5	3.1	2.6	2.2	1.8
香港	2.2	3.8	3.0	0.6	1.2
シンガポール	3.0	3.7	3.1	0.8	1.5
ASEAN5	5.0	5.3	5.2	4.9	4.8
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.2
タイ	3.4	4.0	4.1	3.0	2.9
マレーシア	4.4	5.7	4.7	4.6	4.0
フィリピン	6.9	6.7	6.2	5.5	5.6
ベトナム	6.2	6.8	7.1	6.8	6.4
インド	8.7	6.9	7.4	5.6	6.6
オーストラリア	2.8	2.5	2.7	2.0	1.9

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
(出所)各国統計より みずほ総合研究所作成

【 I - 5】経済情勢③～中長期見通し

- ◆ 経済関連制度、インフラ、教育水準などいずれも一定の水準に達しており、エネルギーなどの資源が豊富で、エレクトロニクスなど強固な輸出産業が存在。経済成長を支える基盤は強固
- ◆ 4%程度の成長を維持することは可能と思われる

アジア経済見通し総括表(長期)

(単位: %)

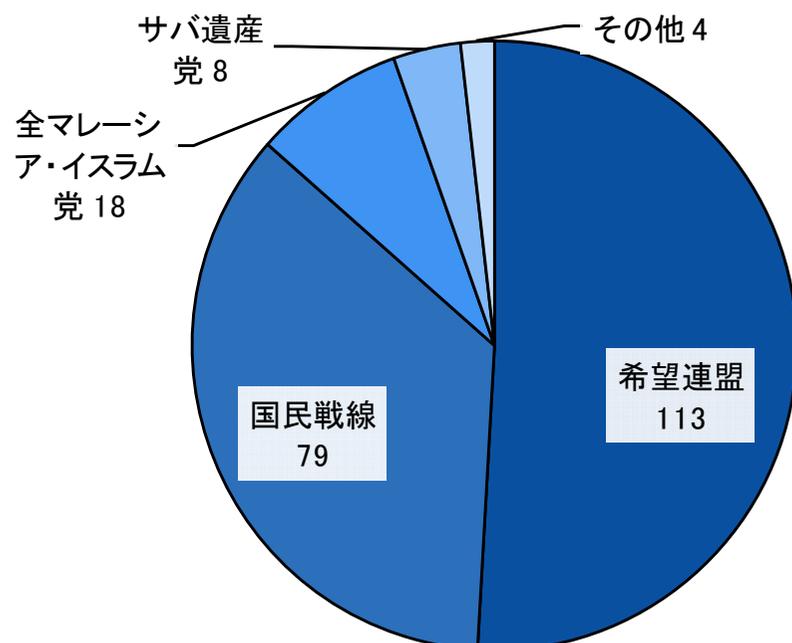
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
アジア	5.6	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1	4.9	4.9
中国	5.7	5.5	5.2	5.0	4.8	4.5	4.2	4.1
NIEs	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
韓国	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
台湾	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8
香港	1.8	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
シンガポール	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9
ASEAN5	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
インドネシア	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
タイ	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
マレーシア	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
ベトナム	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3
インド	7.1	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
オーストラリア	2.0	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2017年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算
 (出所)各国統計、CEIC Dataより みずほ総合研究所作成

【I-6】政治情勢

- ◆ 1963年の独立以来、国民戦線が政権を担当してきたが、ナジブ前首相の汚職疑惑などで有権者の支持を喪失。2018年の総選挙では、①汚職疑惑の追及、②GST廃止などのばらまきの政策、③メガプロジェクトの見直しなどを主張した希望連盟が単独過半数を確保し、歴史的な政権交代が実現した
- ◆ 1981年から2003年まで首相を務めてきたマハティール氏が首相に復帰
- ◆ 高齢のマハティール首相(93歳)は、アンワル元副首相に政権を禅譲するとしている。ただし、両氏はもともと政敵の関係にあっただけに、スムーズな政権移譲が行われるかが当面の注目点

2018年総選挙結果



(出所) 各種報道より みずほ総合研究所作成

アンワル氏の略歴

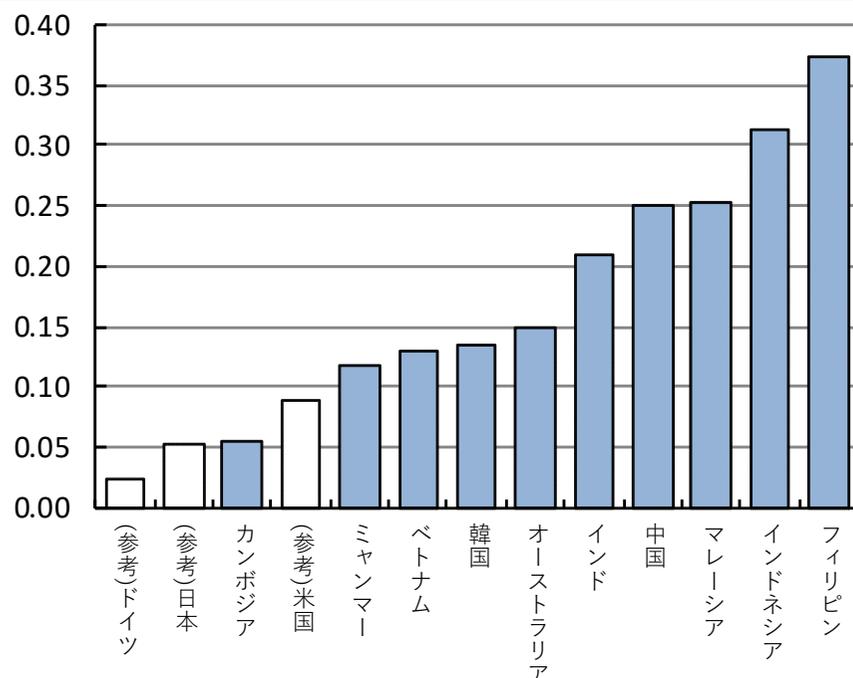
1993年12月	マハティール政権の副首相に就任
1998年9月	マハティール首相により解任、逮捕
2004年9月	罪状のうち「同性愛行為」は最高裁が無罪、職権乱用罪では有罪判決
2013年5月	野党連合を率いて総選挙に臨む
2015年2月	2008年の同性愛行為で有罪確定、収監
2017年7月	野党連合が将来の首相候補に指名
2018年5月	国王の恩赦で釈放
2018年10月	13日のポートディクソンでの下院補欠選挙で当選し、国会議員に復帰

(出所) 各種報道より みずほ総合研究所作成

【I-7】経済発展上の課題

- ◆ アジアの中で経済発展段階が相対的に高いにもかかわらず、サービス業での直接投資の自由化が、やや遅れ気味となっている
- ◆ マレー系等の先住民族に対する優遇策(いわゆる「ブミプトラ政策」)を採用しているが、これが中国系等の優秀な人材の国外流出を招いているといわれる

直接投資制限指数(2018年)



(注) 数字が小さいほど直接投資の自由化が進んでいることを示す。シンガポール、香港、台湾は調査対象外

(出所) OECD “FDI Regulatory Restrictiveness Index”より みずほ総合研究所作成

ブミプトラ政策の概要

分野	内容
教育	<ul style="list-style-type: none"> マレー語を母国語と定め、中国系学校においても必修科目とする 大学の入学定員をマレー系55%、中国系35%、インド系10%に沿って割り当てる
就職	<ul style="list-style-type: none"> 雇用をマレー系55%、中国系35%、インド系10%に沿って割り当てる
住居	<ul style="list-style-type: none"> マレー系向けに、低価格住宅を建設する マレー系に不動産を優先的に値引き販売する
資本	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、マレー人・マレー系企業による出資比率30%以上を求める
融資	<ul style="list-style-type: none"> マレー人・マレー系企業向けの低利融資制度を設定する
資産	<ul style="list-style-type: none"> 投資信託を設立し、マレー系の資産形成を支援する
その他	<ul style="list-style-type: none"> 将来性のある公営事業については、マレー系に優先的に払い下げる

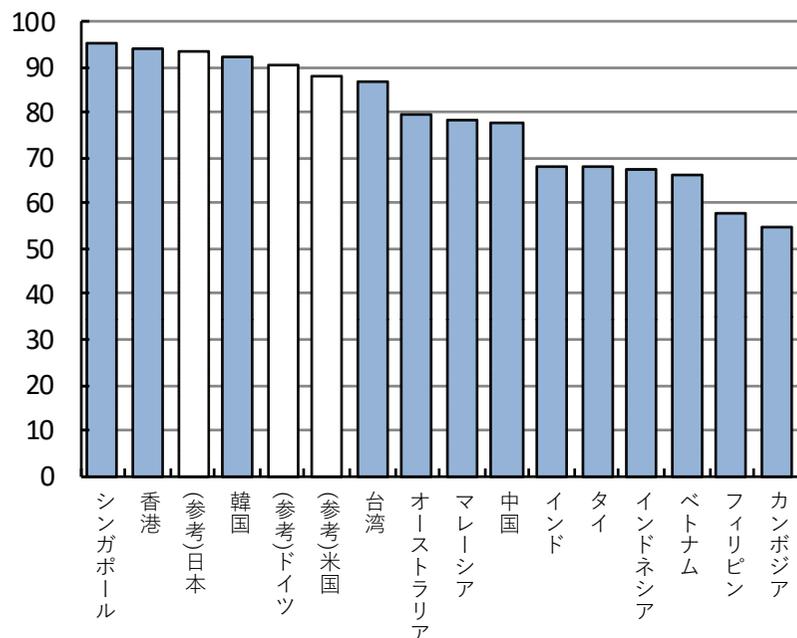
(注) ブミプトラとは、マレー系等の先住民族の総称

(出所) 各種報道より みずほ総合研究所作成

【I-8】経済発展上の強み

- ◆ 道路、通信、電力といったインフラの整備状況は、東南アジアの中では優れた方であると評価されている
- ◆ 一般国民の英語力は、シンガポールやフィリピンと並ぶ上位国と位置付けられる
- ◆ 治安・平和の面では、東南アジアでは上位の評価となっている
- ◆ 原油、天然ガス、パームオイル、錫など天然資源が豊富
- ◆ エレクトロニクス、化学など、製造業の輸出基盤が強固

インフラ指数



(注) 数字が大きいほどインフラが整備されていることを示す
 (出所) 世界経済フォーラム “The Global Competitiveness Report 2019” より
 みずほ総合研究所作成

EF EPI 英語能力指数の世界順位(2018年)

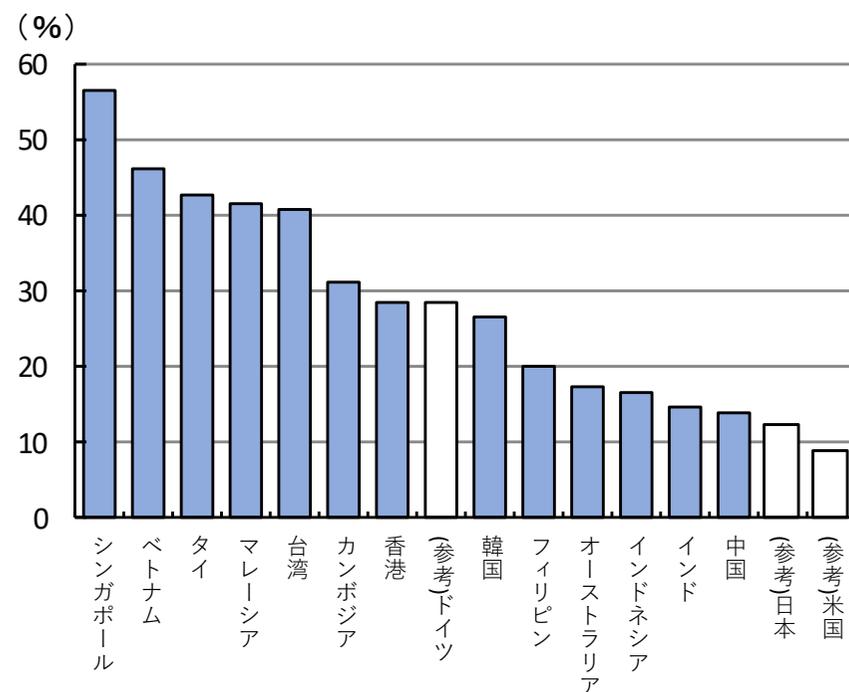
3	シンガポール	47	中国
14	フィリピン	48	台湾
22	マレーシア	49	(参考)日本
28	インド	51	インドネシア
30	香港	64	タイ
31	韓国	82	ミャンマー
41	ベトナム	85	カンボジア

(注) 世界88カ国中の順位。EFが実施する試験の得点に基づいており、全人口を対象とする評価ではない
 (出所) EFウェブサイトよりみずほ総合研究所作成

【I-9】リスク～高輸出依存度、高水準の家計債務

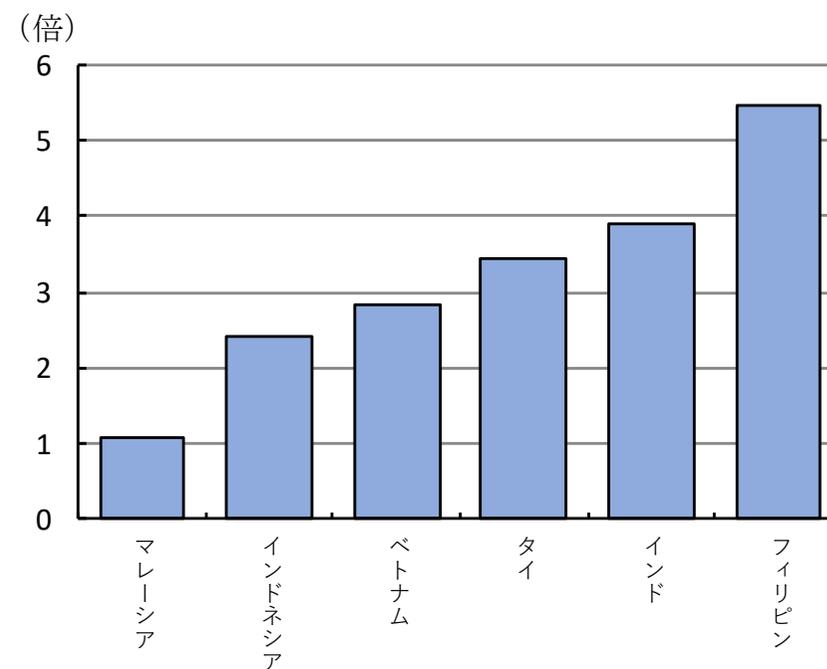
- ◆ 輸出依存度が高いため、外国経済の急激な悪化への耐性が一般に低い
- ◆ 外貨準備が短期対外債務とほぼ同額しかなく、やや少な過ぎるとみる向きもある

輸出依存度(付加価値ベース、2016年)



(出所)OECD、IMFより みずほ総合研究所作成

外貨準備／短期対外債務倍率



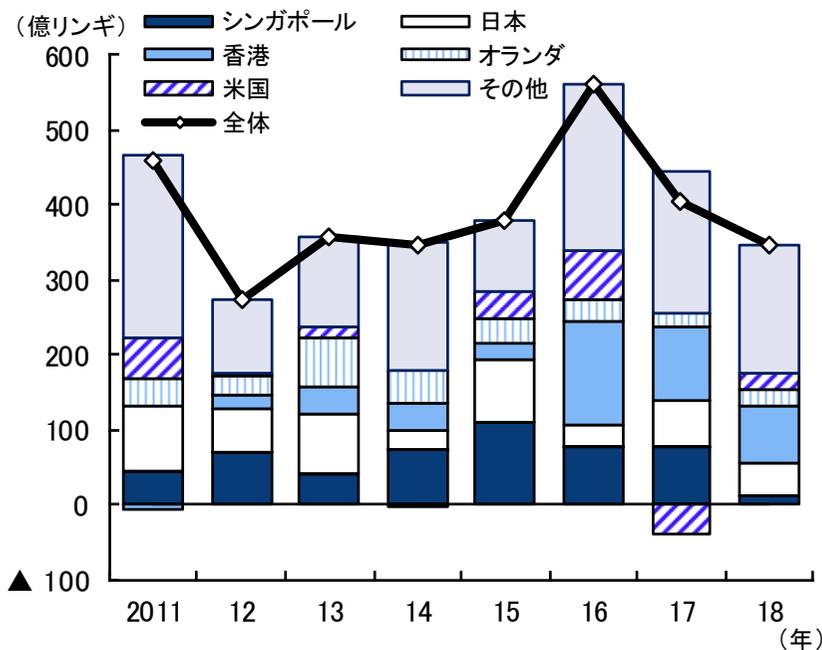
(注)2019年6月時点

(出所)各国統計より みずほ総合研究所作成

【I-10】直接投資動向①～世界からの投資

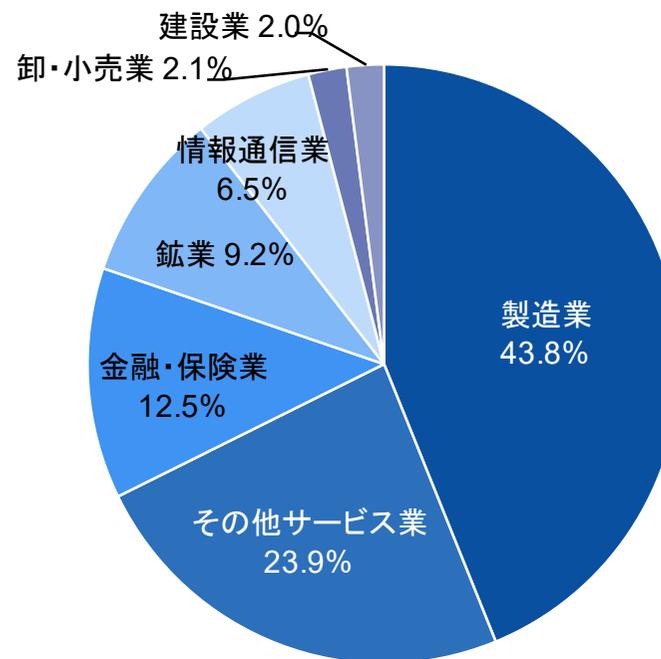
- ◆ 2018年の対内直接投資(リング建て・国際収支ベース)は、2年連続で減少
- ◆ 2018年の対内直接投資の業種別内訳をみると、製造業とサービス業が多い

世界からの直接投資フロー(国別推移)



(出所)マレーシア中央銀行より みずほ総合研究所作成

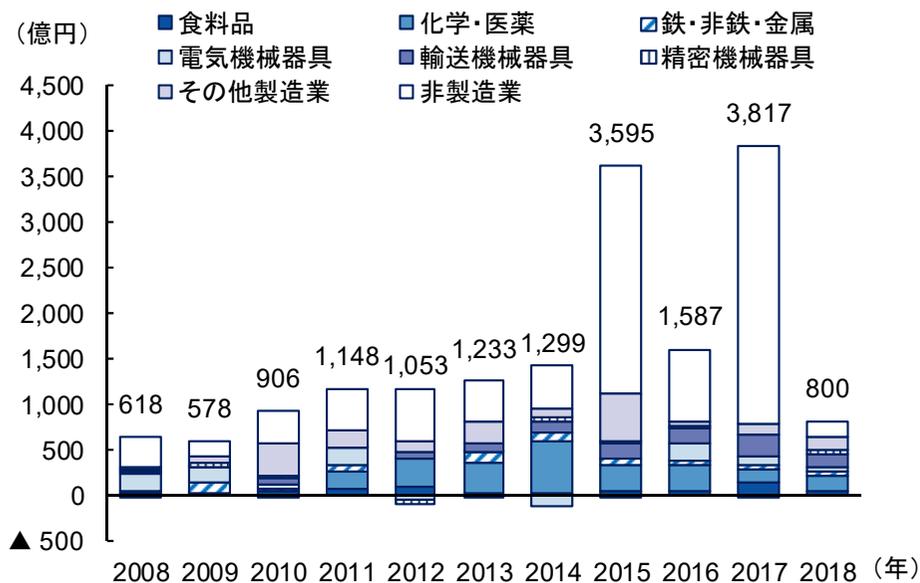
業種別内訳(2018年)



【I-10】直接投資動向②～日本からの投資

- ◆ 2011年以降、日本からの直接投資は1千億円台となることが多いが、2018年は800億円にとどまった
- ◆ 近年は非製造業の投資が多いものの、残高ではいまだ製造業が過半。製造業の内訳をみると、化学・医薬が最大となっているが、全体に業種はばらけている。非製造業では金融・保険業が最大となっている

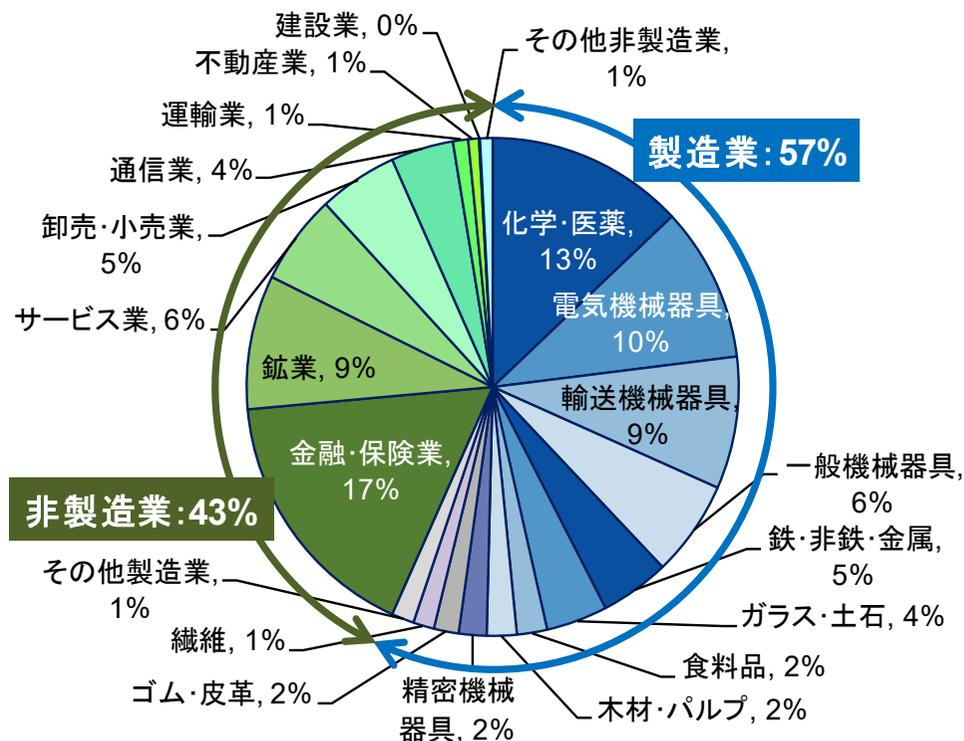
日本からの直接投資フローの推移



(注) 国際収支関連統計の基準変更により 2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

日本からの対外投資残高(業種別内訳、2018年)

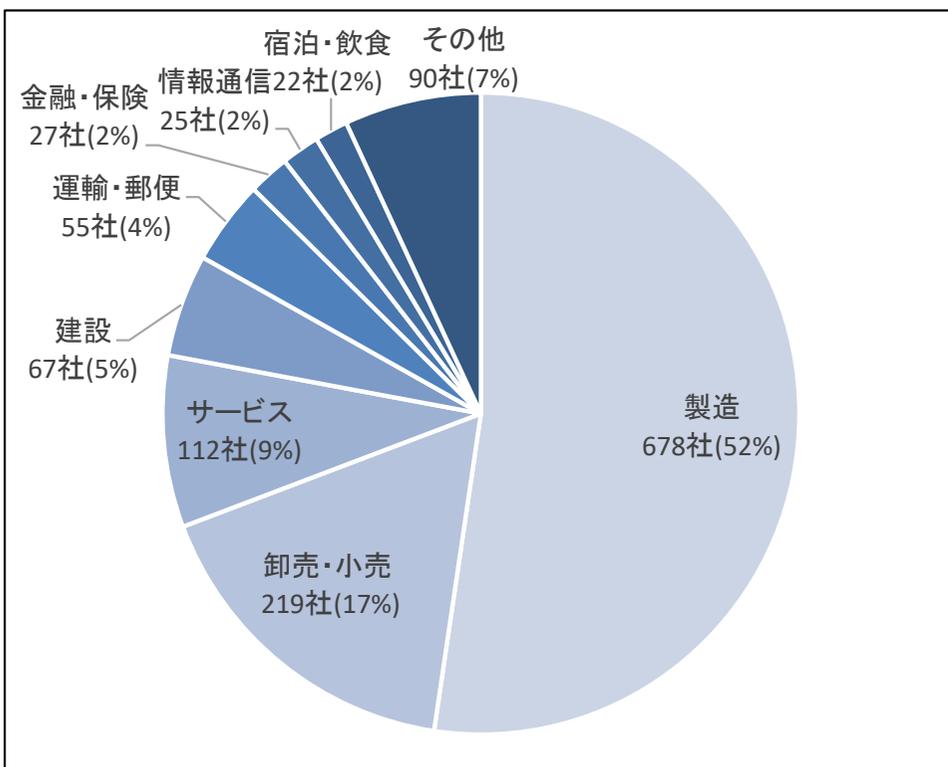


(出所) 日本銀行「国際収支統計」より みずほ総合研究所作成

【I-10】直接投資動向③～日系企業進出動向

- ◆ 企業数で見ると、日系の既存進出企業の約半数は製造業
- ◆ 国民所得の増加、および2009年以降サービス業への外資規制が緩和されたことにより、近年は各種サービス業への新規進出が増加
- ◆ マレーシアを生産・輸出拠点と位置付ける企業が多いが、より付加価値の高い業務として、R&D拠点や地域統括拠点を設置する傾向もみられる

日系進出企業数データ



日系企業進出の近時動向

特徴

- ✓ 外資規制緩和や国民所得の増大を背景に、サービス関連の進出が増加している(小売、飲食、各種卸売、情報・システム・ソフト関連、金融関連等)
- ✓ また、人件費上昇を受けて従来の生産・輸出拠点との位置付けから、消費市場として捉える動きが見られる
- ✓ 国策としてハラルビジネスを推進していることから、イスラム圏への展開も見据えたハラル市場への参入も増加(食品製造、外食、化粧品、日用品等)
- ✓ 隣国シンガポールのコスト増により、半島南部のジョホール州に機能移転する動きが見られる
- ✓ 進出形態として、現地企業の買収も増加傾向にある

⇒日本からの投資形態および手段が多様化すると同時に、投資内容の高付加価値化、サービス業の比重が高まる傾向

(出所)外務省資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-11】投資先としてのポテンシャル総括

- ◆ マレーシアはASEAN諸国の中でも高度なインフラサービスを誇る
- ◆ 高い英語力、政府機関によるハラール認証、地理的優位性など、マレーシアを拠点に第3国へのビジネス展開をめざす企業にとってもポジティブな要因が多数
- ◆ 政治に目を転じると、歴史的政権交代の熱気は冷め、与党は支持率を落としている。高齢のマハティール首相から、アンワル氏への政権禅譲がスムーズに行われ、政治の安定を保てるかが今後の焦点

投資における魅力

高度なインフラ	電力供給の安定性 輸送・港湾インフラの整備
高い語学力	英語、マレー語、中国語、タミル語を話す人材が多く、第3国へのビジネス展開に有効
イスラム市場の ゲートウェイ	世界で数少ない政府機関によるハラール認証であることから他国の信頼が厚い
積極的なFTA 締結	ASEANの枠組みに基づき域内外とのFTAを締結、枠組外での2国間FTAも積極的に締結
投資誘致施策	各種税務特典が充実し、政府機関からのサポートあり
地理的優位性	アジア経済拠点のシンガポール、製造拠点のタイに隣接
法整備	イギリス法に基づく整備された法制度であり、賄賂のいない投資環境

投資における留意点(課題)

労働力の逼迫	労働力は慢性的に逼迫しており、外国人労働者への依存傾向あり。特に熟練労働力が不足
労働コスト	ASEAN諸国の中でも高い部類であり、コスト削減のための企業進出が減少傾向
市場規模	人口は約3,000万人であり、マレーシア国内市場は大きいとは言えない
政府動向	アンワル氏への政権禅譲がスムーズに進むか、が今後の焦点

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部、みずほ総合研究所作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【Ⅱ－1】労働関連情報①～ビザ、雇用関連規制

- ◆ 就労を目的とする滞在は短期でも就労ビザの取得が必要であり、主に雇用パス、プロフェッショナルビジットパス、外国人労働者(FW: Foreign Worker)に対するワークパーミットなどを取得する
- ◆ なお、雇用パス取得の際は最低月額給与や企業の最低払込資本金などに注意が必要
- ◆ またワークパーミットについては、雇用確保や治安維持の観点から就労が認められるセクターおよび送り出しが認められる国が限定されるとともに、人頭税が課されている

ビザ等の取得・留意点

現地における雇用・解雇規制

雇用パス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外資含むマレーシア企業と雇用契約を結ぶ際に必要で、通常は管理職・専門職の外国人に発給される(最低月額給与を基にカテゴリー分類あり) ✓ 取得手続きはオンラインにて行う。まず入国管理局の外国人サービス部門に会社を登録し、その後に対象者の雇用パス申請を行う ✓ 最低払込資本金が課されており、①100%ローカル資本はRM25万、②ローカルと外資の合弁はRM35万、③100%外資はRM50万。その他、流通取引業など別途ライセンス取得が要件となる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マレーシア人の雇用優先(Malaysian First) ・政府は、マレーシア人の雇用確保を目的に政策を実施。雇用主に対し、まずはマレーシア人の雇用を試み、それでも見つからなかった場合においてFWの雇用を検討することができる。また、従業員を削減する場合、マレーシア人従業員を解雇する前に同程度のFWから解雇すべき旨雇用法に規定(雇用法60条:FWFOの原則) ✓ 民間企業における定年は60歳。定年より前に退職を要求することは禁じられており、違反した場合はRM10,000の罰金が科される ✓ 2018年1月より、解雇された者に月額RM600を最長3ヵ月給付する雇用保険制度が導入され、民間企業も拠出を義務化 ✓ 2019年1月より、マレーシアの最低月額賃金が全国一律RM1,100に改定。最低賃金の見直しを2年に1回の頻度で行うとしており、マハティール政権の任期満了5年以内にRM1,500まで引き上げるとしている
プロフェッショナルビジットパス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マレーシア国外の会社に籍を置いたまま国内で短期就労を行う場合に取得 ✓ 取得手続きは雇用パスと同じくオンラインで行い、活動予定表などを提出する 	
労働許可証(ワークパーミット)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府は「マレーシア人の雇用優先(Malaysians First)」政策を掲げ、半熟練または非熟練外国人労働者の雇用に対しては細かなルールを設けている ✓ 就労可能セクターは6種(製造、建設、農業、プランテーション、鉱業・採掘、および清掃などの特定サービス) ✓ 送り出し可能な国は計15カ国。タイ、カンボジア、ミャンマー、ベトナムなど12カ国は全セクターで就労可能だが、例えばインドネシアは男性の製造業での就労が認められないなど、セクターや性別ごとに異なる国もある ✓ またセクターと業種により異なるが、1人あたり年間RM640～1,850の人頭税が課される ✓ なお2011年4月より、ワークパーミットは最長10年までの延長が認められている 	

(出所)JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-1】労働関連情報②～労働コスト

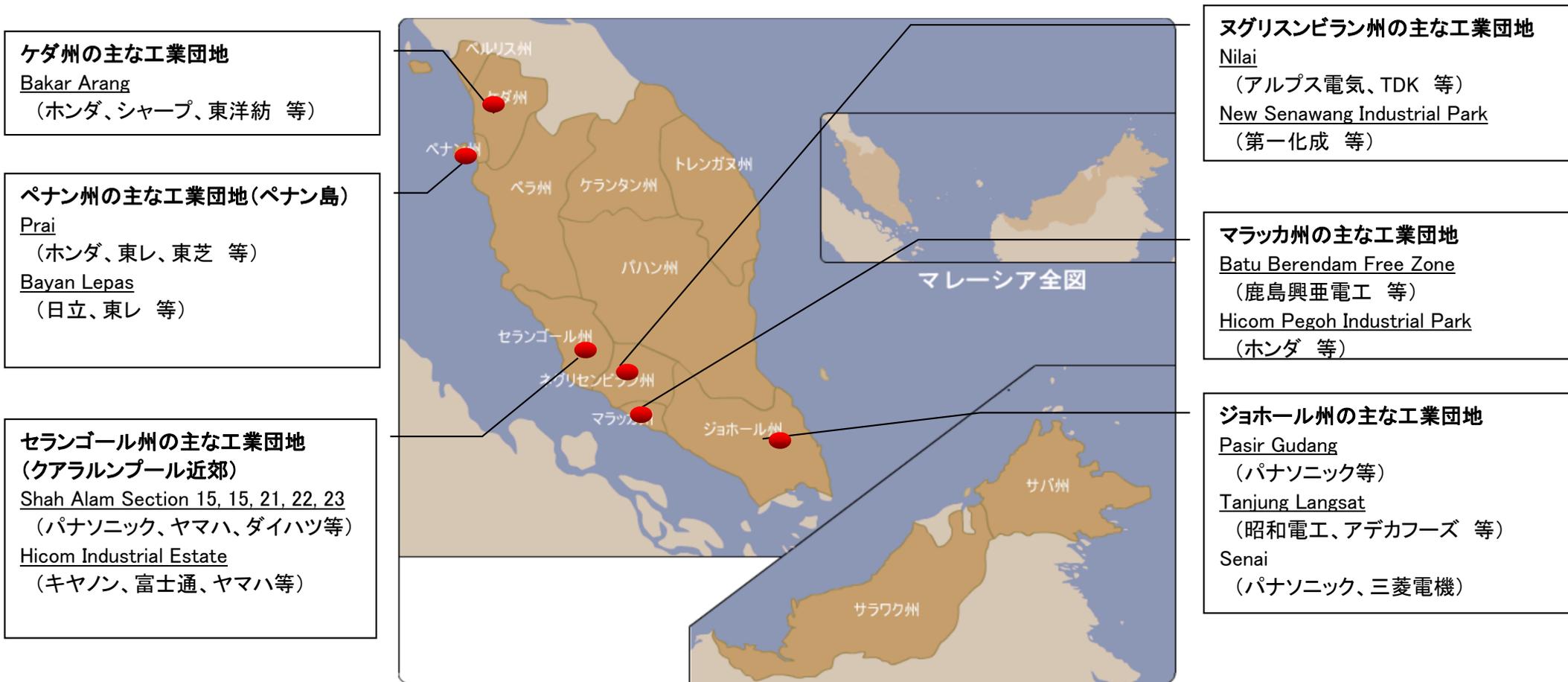
単位:米ドル

国名	日本	中国	香港	韓国	台湾	シンガポール	マレーシア	タイ
都市名	横浜	上海	深セン	ソウル	台北	シンガポール	クアラルンプール	バンコク
製造業								
作業員賃金(一般工職)	2,834	662	490	2,212	2,208	1,097	413	413
エンジニア賃金	3,595	1,003	831	2,707	2,702	1,428	840	728
マネージャー賃金	4,583	1,742	1,801	4,162	3,562	2,254	1,576	1,559
非製造業								
スタッフ賃金(一般職)	2,733	1,129	989	2,389	2,501	1,419	890	789
マネージャー賃金	4,483	2,328	1,814	4,219	3,833	2,377	1,983	1,755
店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,998	912	826	1,611	2,659	932	572	368
店舗スタッフ賃金(飲食)	861	581	523	1,793	1,829	683	450	368
法定最低賃金	9.13/時	353/月	321/月(2.96/時)	4.40/時	1,558/月	752/月(5/時)	268/月 (12.35/日・1.29/時)	9.64~10.32/日
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.45ヵ月分	2.00ヵ月分	1.63ヵ月分	1.76ヵ月分	2.93ヵ月分	3.19ヵ月分	2.01ヵ月分	2.84ヵ月分
社会保障負担率 (雇用者負担)	15.005%~15.205%	37.7~40.6%	19.74~33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500香港ドル 月収30,000HKD以上	9.5%~32%	12.39%	13.45~14.95%	5%
名目賃金上昇率	2.1% (2018年)	9.7% (2017年)	11.6% (2017年)	3.5% (2018年)	4.52% (2018年第3四半期、 前年同期比)	4.08% (2018年1~10月)	4.88% (2018年)	△0.05% (2017年)
国名	インドネシア	フィリピン	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー	インド	
都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ニューデリー	
製造業								
作業員賃金(一般工職)	308	234	217	242	201	180	265	
エンジニア賃金	457	373	436	464	648	383	610	
マネージャー賃金	1,031	971	957	943	1,117	875	1,531	
非製造業								
スタッフ賃金(一般職)	442	497	543	568	501	446	415	
マネージャー賃金	1,130	1,223	1,281	1,209	1,273	1,123	1,028	
店舗スタッフ賃金(アパレル)	232~336	298~320	—	225~293	150~250	152	98	
店舗スタッフ賃金(飲食)	213~286	298~320	—	167~176	200~300	117	65~98	
法定最低賃金	279/月	9.62~10.33/日	183/月	183/月	182/月	129/月	3.13/日	
賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.97ヵ月分	1.64ヵ月分	1.56ヵ月分	1.51ヵ月分	1.04ヵ月分	1.20ヵ月分	1.16ヵ月分	
社会保障負担率 (雇用者負担)	10.24~11.74%	8.745%+100PHP	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 3.5%(外国人労働者)	3%	6% (月額報酬450万LAK 以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK 超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)	
名目賃金上昇率	8.0% (2019年)	4.88~5.26% (2018年)	—	—	—	—	9.0% (2017年)	
							11.5% (2017年)	

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区① ～概観～

- ◆ マレーシアの全域に工業団地が整備されており、200カ所以上の工業団地および18の自由工業地域が存在
- ◆ 日系企業はセランゴール州(クアラルンプール近郊)、ペナン州、ジョホール州に多くの拠点を設立



(出所)JETRO資料、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区② ～セランゴール州～

セランゴール州 工業団地



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
ブキットラジャ 工業団地	セランゴール州開発公社 Tel: 603- 79572955/79575066/795 74144	KL 国際空港 から60km	クラン港から 15km	クランから5km	・古河電工 ・東京特殊電線 ・ポッカサッポロ ・黒田精工 など	港へのアクセスが便利。家電、電子 関連を中心とする日系企業が入居 工業団地借料 3.92USD/㎡/月
シャーアラム 工業団地	セランゴール州開発公社 Tel: 603- 79572955/79575066/795 74144	KL国際空港か ら50km	クラン港から 30km	クランから 24km	・ヤマハ発動機 ・ダイハツ工業 ・パナソニック など	開発面積: 34ha 家電、自動車、化学、電子関連日系 企業が入居
テロック・ パンリマ・ガラン 工業団地	セランゴール州開発公社 Tel: 603- 79572955/79575066/795 74144	KL 国際空港 から45km	クラン港から 20km	クランから9km	・ルネサスエレクトロ ニクス ・日東精工 など	港へのアクセスが便利。家電、化学 関連日系企業が入居 工業団地購入 97USD/㎡/月
スバン・ハイテク 工業団地	Europlus Corporation Sdn. Bhd. Tel: 603-21649899	KL 国際空港 から40km	クラン港から 40km	—	・トヨタ自動車 ・フジクラ ・富士通 など	マレーシア初の民間工業団地。KL から至近距離にある。自動車、電子 関連企業が入居
ハイコム 工業団地	Europlus Corporation Sdn. Bhd. Tel: 603-21649899	KL国際空港か ら55km	クラン港から 25km	シャーアラム から7km	・ブリヂストン ・キヤノン ・TDK ・住友電工 など	港へのアクセスが便利。自動車部品、 家電、電子関連企業が入居
バンギ 工業団地	マレーシア工業団地(株) Tel: 603-2613177	KL国際空港か ら15km	クラン港から 60km	カジャンから 6km	・日立製作所 ・デンソー ・大正製薬 など	自動車部品、家電、電子関連企業 が入居
スンガイウェイ 自由貿易区	セランゴール州開発公社 Tel: 603-7572955	KL国際空港か ら50km	クラン港から 25km	クアラルンプー ルから12km	・パナソニック ・オムロン ・セイコーエプソン など	家電、電子関連企業が入居

(出所)JETRO資料、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区③ ～ヌグリスンビラン・ペナン・マラッカ州～

ヌグリスンビラン州 工業団地



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
ニライ工業団地	ヌグリスンビラン州開発公社 Tel: 606-723251	KL国際空港から20km	クラン港から80km	セレンバンから26km	・アルプス電気 ・TDK ・UACJ など	家電、自動車関連部品の日系企業が入居
セナワン工業団地	ヌグリスンビラン州開発公社 Tel: 606-723251	KL国際空港から20km	クラン港から90km	セレンバンから7km	・メテック ・日立金属 ・コクヨ など	開発面積: 118ha 家電関連を中心とする日系企業が入居
新セナワン工業団地	Senawang Land Sdn.Bhd. Tel: 606-723251	KL国際空港から50km	クラン港から110km	クアラルンプールから70km	・第一化成 ・TOTO など	

ペナン州・マラッカ州 工業団地



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
プライ自由貿易区	ペナン開発公社 Tel: 604-6340111 E-mail: Enquiry@pdc.gov.my	ペナン国際空港から20km	ペナン港から20km	—	・本田技術 ・キャノン電子 ・大日本インキ ・東レ ・東芝 など	港、空港へのアクセスが便利。日系企業進出が最大。自動車、家電、電子関連企業が入居
バヤン・レパス自由貿易区	ペナン開発公社 Tel: 604-6340111 E-mail: Enquiry@pdc.gov.my	ペナン国際空港から5km	ペナン港から20km	バジョージタウンから14km	・ルネサス・エレクトロニクス ・日立製作所 ・神戸製鋼所 ・リョービ など	港、空港へのアクセスが便利。家電、電子関連企業が入居

団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
バツ・ブレンダム自由貿易区	マラッカ州開発公社 Tel: 606-2825711	KL国際空港から90km	クラン港から130km	マラッカから5km	・日立マクセル ・日本ケミカル など	家電関連を中心とする日系企業が入居

(出所)JETRO資料、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区④ ～ケダ・ジョホール州～



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
バカラン 工業団地	ケダ州開発公社 Tel: 604-7752455 E-mail: techno@jtsbjcorp.com.my	ペナン国際空 港から40km	ペナン港から 30km	アロースター から75km	・本田技研 ・シャープ ・住友ゴム ・東洋紡 など	開発面積:225ha 自動車、家電、電子関連企業が入 居
クリム 工業団地	ケダ州開発公社 Tel: 604-7752455 E-mail: techno@jtsbjcorp.com.my	ペナン国際空 港から30km	ペナン港から 25km	アロースター から107km	・日立製作所 ・ヨコオ ・ルネサスエレクトロ ニクス など	開発面積:174ha 家電、電子関連企業が入居
クリム ハイテクパーク	クリム・テクノロジーパー ク社 Tel: 604-7302420	ペナン国際空 港から30km	ペナン港から 25km	アロースター から120km	・富士電機 ・HOYA ・昭和電工 など	開発面積:1,440ha マレーシア最初のハイテクパーク。 州政府は、電気・電子、IT、マルチメ ディア分野のセンターとして位置付 け



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
パシールグダン 工業団地	Johor Technopark Sdn.Bhd Tel: 607-2226922 E-mail: techno@jtsbjcorp.com.my	セナイ国際空 港より45km	パシールグダ ン港に隣接	ジョホールバ ルから36km	・パナソニック ・船井電機 ・日立化成 ・住友ベークライト ・出光興産 など	開発面積:1,461ha ジョホールバルから北東36に位置し、 港へのアクセスが便利。家電・化学 関連日系企業が入居
テブラウ 工業団地	Johor Technopark Sdn.Bhd Tel: 607-2226922 E-mail: techno@jtsbjcorp.com.my	セナイ国際空 港より20km	タンジュンペ ラス港から 30km	ジョホールバ ルから 11~16km	・住友電装 ・住友電気工業 ・千代田インテグ レ ・ブラザー工業 ・シャチハタ など	開発面積:220ha 電機関連を中心とする日系企業が 入居
セナイ 工業団地	Johor Technopark Sdn.Bhd Tel: 607-2226922 E-mail: techno@jtsbjcorp.com.my	セナイ国際空 港近隣	タンジュンペ ラス港から 40km	ジョホールバ ルから32km	・パナソニック ・三菱電機 ・日立金属 ・日立工機 など	開発面積:297ha 空港へのアクセスが便利。家電関連 を中心とする日系企業が入居

(出所)JETRO資料、各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-3】会計・税務関連情報

- ◆ 企業は、事業の管理および統制がマレーシアで行われていれば、居住者とみなされる
 - 最低1回の取締役会議が実際にマレーシアで開催され、かつ当該会議の開催を記録した議事録があれば、通常、マレーシア内国歳入庁(IRB)は、当該企業をマレーシアの税務上の居住者とみなす
- ◆ 所得がマレーシア国内を源泉とする、あるいは、マレーシア国外から送金され国内で受領したものである場合、当該所得は原則としてマレーシアで課税
 - 現在では個人、会社(銀行業、保険業、空海運業は除く)等がマレーシア国内で受領した外国源泉所得は、免税の対象

主要な会計制度

- ✓ 法人税の課税対象所得は以下の通り
 - ①商取引、専門職業、事業から生じた利得および利益、②雇用から生じた利得または利益(給与、報酬など)、③配当、利子、割引料、④賃貸料、ロイヤルティー、保険料、⑤恩給、年金、またはそれ以外の定期収入、⑥その他の所得の性質を有する利得または利益
- ✓ 法人税率について
 - ①中小企業(払込資本金がRM250万以下)の場合
 - ・課税所得RM50万以下17%(2019年度より変更)
 - ・課税所得RM50万を超える分24%
 - ②普通企業(払込資本金がRM250万超)の場合:24%
- ✓ 繰越欠損金の繰越期間について、今までは繰越期間の制限がなかったが、2019年より繰越可能期間が7年に制限された
- ✓ その他、個人所得税、物品税、源泉徴収税、印紙税、不動産譲渡益税、売上・サービス税(SST)などがある

近隣諸国との源泉税率一覧

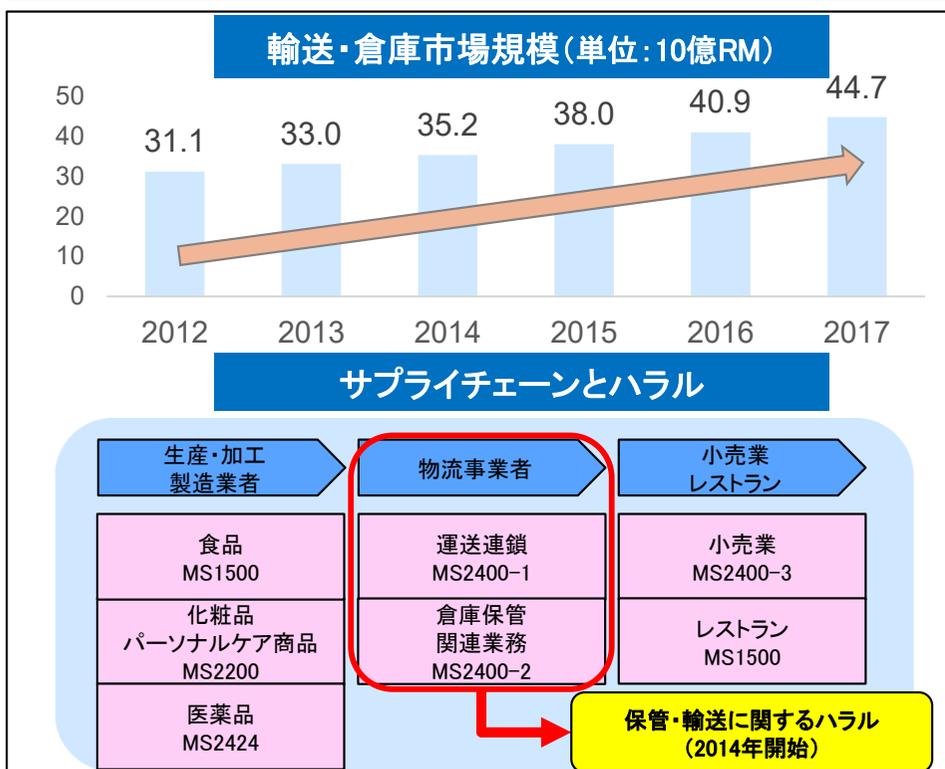
国名	利子	ロイヤル ティー	技術 指導料	備考
日本	10%	10%	10%	【全体】 2019年3月時点、76の 国・地域と二重課税を 回避するための租税条 約が発効済
シンガポール	10%	8%	5%	
インドネシア	10%	10%	10%	
タイ	15%	10%	10%	【配当】 マレーシア居住会社か ら支払われる配当には 源泉税が課されない
フィリピン	15%	10%	10%	
ベトナム	10%	10%	10%	
ラオス	10%	10%	10%	
ミャンマー	10%	10%	10%	
インド	10%	10%	10%	

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ-4】物流関連情報

- ◆ マレーシアの輸送・倉庫市場規模は2011年から一貫して右肩上がりの成長を継続
 - 2012年から2017年において、年平均7.5%の増加
- ◆ 政府はマレーシアをハラルロジスティクスハブとして確立することを狙っている
 - マレーシア・イスラム開発局(JAKIM)の認証は条件が厳しく、他国も同機関認証商品の国内流通を認めており、JAKIM認証を取得した企業がASEAN諸国、中東、アフリカなどに輸出する例あり

現地物流市場動向



(出所)JETRO資料、公開情報等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

関連規制・主要プレイヤー等

- ✓ 物流業の外資規制は、事業内容(陸運・海運・空運・倉庫業・航空会社代理店・通関業など)に応じた管轄機関や規制内容あり
- ✓ 資本規制が多く残るため、進出に際してはローカルパートナーの選定が必要
- ✓ 総合物流センター(ILS)や国際総合物流センター(IILS)資格取得による優遇制度あり(IILS取得の場合外資100%が可能に)

業種	主なプレイヤー	設立年	業務
倉庫	Tiong Nam Logistics Holdings Bhd	1989	国際・総合物流
	TASCO Bhd	1974	総合物流
	EXPEDITORS (MALAYSIA) SDN. BHD.	1987	国際総合物流
	Freight Management Holdings	1988	国際貨物フォワーダー・倉庫
宅配	DKSH Holdings Malaysia	1923	倉庫
	POS Malaysia	1926	郵便事業
	GD Express Carrier	1997	陸運業
	DHL EXPRESS (MALAYSIA)	1973	国際・総合物流
	FEDERAL EXPRESS SERVICE (M)	1989	国際・総合物流
低温物流	Century Logistics Holdings	1997	国際・総合物流
	FELDA TRANSPORT SERVICES	1995	陸運業
	Kontena Nasional	1971	総合物流
	Gerimis Baiduri	2000	低温物流

【Ⅱ－5】金融関連情報

- ◆ マレーシアの金融制度は、従来型の金融制度とイスラム金融制度から成り立つ
- ◆ ライセンス銀行は、商業銀行27行、投資銀行11行、イスラム銀行19行に大別
- ◆ 1989年11月にラブアン連邦直轄区を国際オフショアセンターに指定し、1996年2月にラブアン・オフショア金融サービス監督庁を創設（現在はラブアン・金融サービス監督庁: Labuan FSAに改称）
 - 現在53行がオフショアバンクライセンスを有し、主に外貨建ての貸出・預金業務と保証業務を営む

現地金融関連動向

✓ 2020年の先進国入りを目指すマレーシアにおいて、金融セクターをマレーシア経済の高度化、高所得経済への移行における重要なドライバーと位置づけ、2011年12月に金融部門ブループリントを発表。9項目を重点項目とし、各種施策を実施

- ① 高付加価値と高所得経済の実現のための効果的な金融仲介機能
- ② 深くダイナミックな金融市場の開発
- ③ より一層の繁栄共有のための金融包摂の進展
- ④ 域内および国際金融統合の強化
- ⑤ イスラム金融の国際化促進
- ⑥ 金融システム安定化のための規制・監督体制強化
- ⑦ 経済効率向上のための電子決済の普及
- ⑧ 消費者のエンパワメント
- ⑨ よりダイナミックな金融セクターを支援する人材開発

イスラム金融

✓ イスラム金融とは、イスラム法(シャリア)に則した金融取引の総称であり、主なポイントは3点

- ① 利子(riba / リバー)の概念の禁止
- ② 資金提供者と債務者双方によるProfit & Loss Sharing
- ③ イスラムの教えに反する事業に絡む取引の禁止
(例: 利子、豚肉、アルコール、賭博など)

✓ イスラム金融の主なスキーム
ファイナンス(≒ローン)

名称	形態	金利の代替
Murabahah(ムラバハ)	商品の売買	商品の売買益
Ijarah(イジャラ)	リース	リース料
Istisna'(イステイスナ)	製造委託	利益
Mudharabah(ムダラバ)	出資	配当
Musarakah(ムシャラカ)	共同出資	配当

タカフル(≒保険)

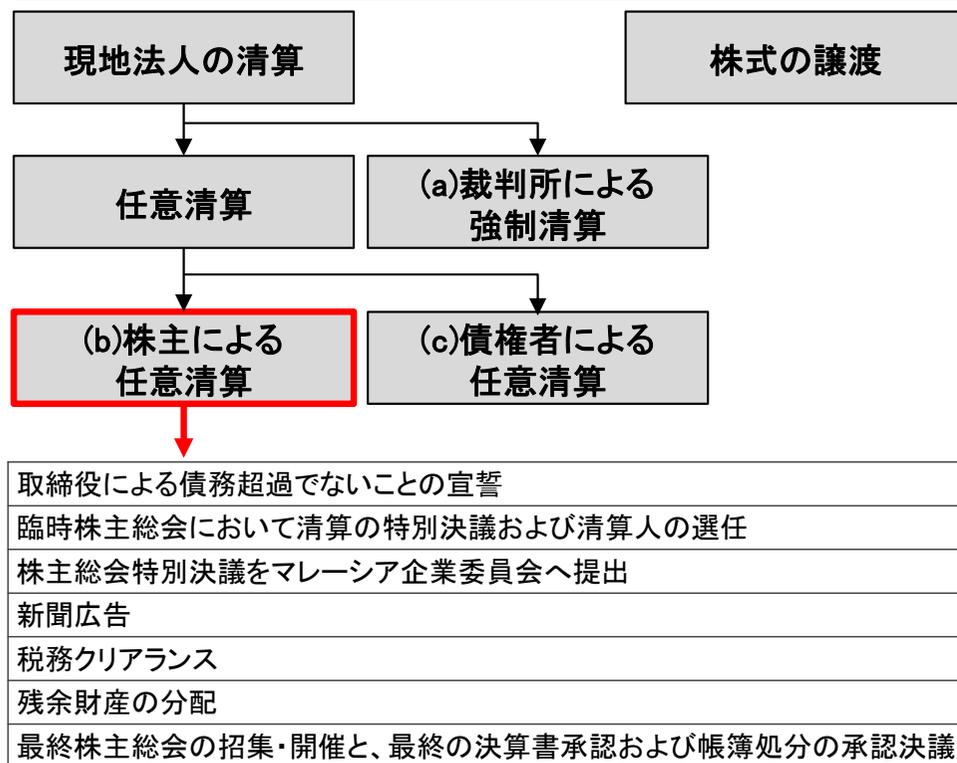
名称	性質
Family Takaful(ファミリー・タカフル)	生命保険
General Takaful(ジェネラル・タカフル)	傷害保険

(出所)MIDA、JETRO、マレーシア日本人商工会議所より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－6】撤退

- ◆ 撤退には大きく分けて現地法人の清算および株式の譲渡の2つの方法あり
 - 現地法人の清算については、(a)裁判所による強制清算と、当該会社の支払能力の有無に応じて、(b)株主による任意清算と(c)債権者に任意清算がある
- ◆ 会社清算の方法は、2016年に改正された新会社法および各会社の定款の中において規定
 - ただし新会社法では定款の義務付けが廃止されたため、定款がある会社においてはその定めに従う

撤退フロー



(出所)各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

留意点等

- ✓ 株主による任意清算の場合、会社が清算手続き開始後12ヵ月以内に、その債務をすべて返済できる見通しである旨の意見を取締役会において宣言する必要あり
- ✓ 清算人が清算手続きの過程で、会社が清算手続き開始後12ヵ月以内にその債務をすべて返済できない旨の意見である場合、清算人は債権者集会を開催する必要あり
- ✓ 債権者は当該債権者集会において、従前の清算人に代わる別の清算人を選任することができ、その場合、債権者による任意清算として清算手続きが進行。ただし債権者による任意清算は実際はあまり行われていない
- ✓ 必要となる費用は、RM20,000(約60万円)～RM300,000(約900万円)と会社規模や管財人のレベルにより大きく異なる
- ✓ 任意清算を決定した日から最短でも2年要すると考えられる

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

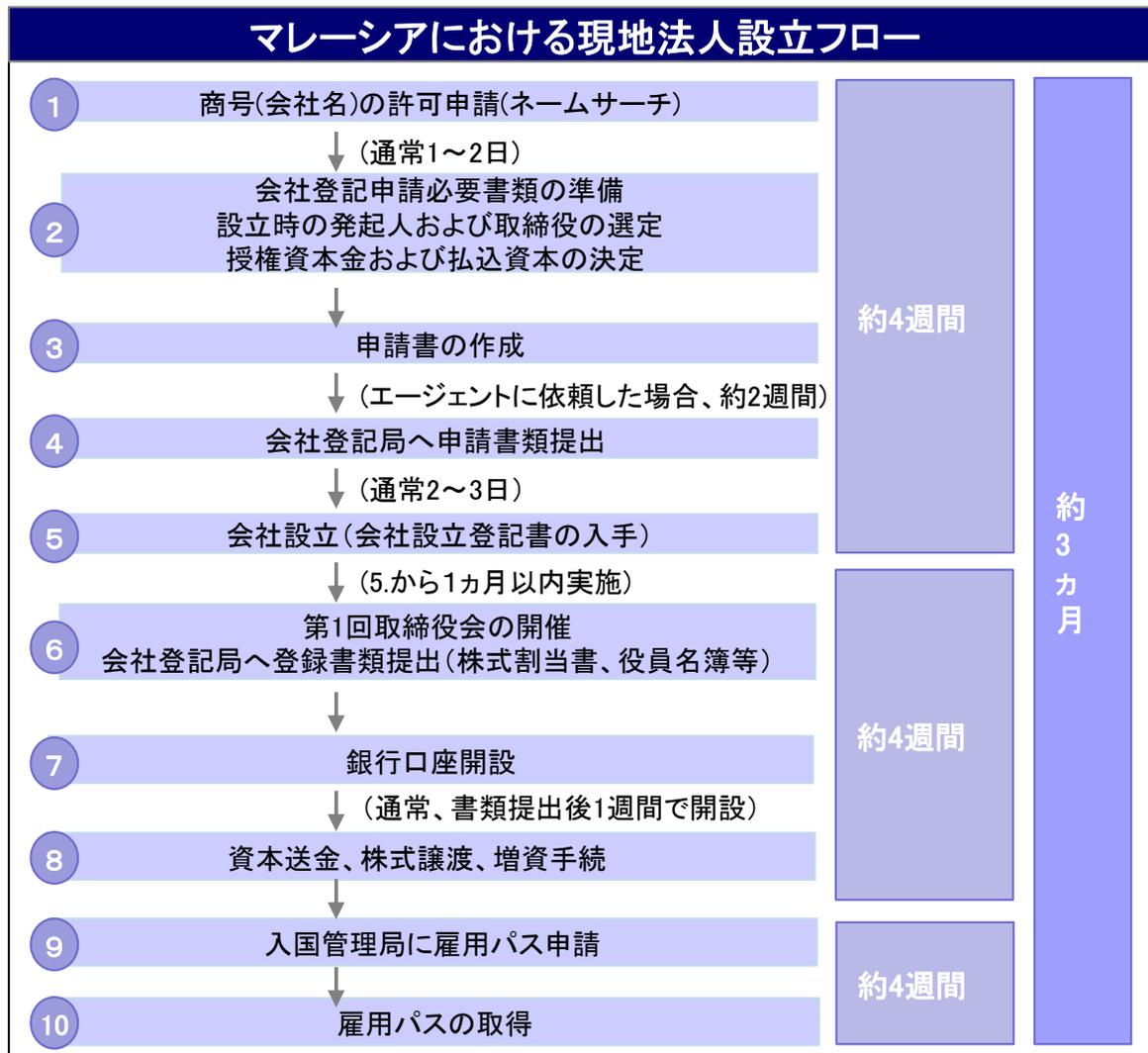
【Ⅲ－１】進出形態

項目	現地法人	支店	駐在員事務所/地域事務所
概要	外国企業が会社を設立する場合は、株式有限責任会社 (Company Limited by Shares) を選択するのが一般的 株式有限責任会社は、社名の後に「SDN. BHD.」を付ける	建設工事等の短期プロジェクト案件など、政府または政府関係機関との合同プロジェクトに参加する場合を除き、 認可が取得困難	通常の認可期間は2～3年。将来、本格的にマレーシア進出に向けた前段階としての調査や情報収集等に活動が制限 商取引やビジネス活動は不可
最低資本金	RM 1 (ただし、雇用パスやライセンス取得要件を要確認)	N.A.	N.A.
外資比率	製造業:原則100%可能 その他:70%以下(業種によっては100%)	N.A.	N.A.
登記料	授權資本額に応ずる (RM1,000～RM70,000)	本社の授權資本金額に応ずる	N.A.
活動制限	特になし ただし、業種によってはライセンス取得が必要	制限あり 許認可・事業ライセンスを取得できない業種が多数(例:卸・小売業における支店開設は不可)	市場調査、R&D、無償アフターサービス等に限定 売上をもたらす事業は不可
設立に必要な期間	約3ヵ月	—	約1ヵ月
取締役	マレーシア居住者(雇用パス取得者を含む)が最低1名以上必要	—	—
監査	要	要	不要
会社秘書役 /会社登記所年次報告	要/要(定時株主総会含む)	要/要	不要/不要
法人税	24% (資本金RM250万以下は課税所得RM50万まで17%軽減措置あり)	24%	無
個人所得税	0～28%までの累進課税。非居住者は28%	同左	同左(地域事務所はマレーシア滞在日数相当分のみに課税)
外国人雇用パス	要(外資100%の場合、払込資本RM50万以上必要)	要(政府プロジェクト関連以外では取得が困難)	要(比較的容易。場合によっては複数可)
租税条約の適用	マレーシアと他の国々との間で締結されている租税条約の適用を受ける	マレーシア居住者とはみなされないため、日本と対象国の租税条約に基づく	N.A.
利益回収の方法	配当金	本支店間勘定の付替	N.A.
閉鎖難易度	難(清算人による清算)	中(登録抹消、法人税のクリアランス要)	易(登録抹消)

(出所)各種情報等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ-2】拠点設立フロー：現地法人

◆ マレーシアにおける現地法人設立の流れは以下のとおり



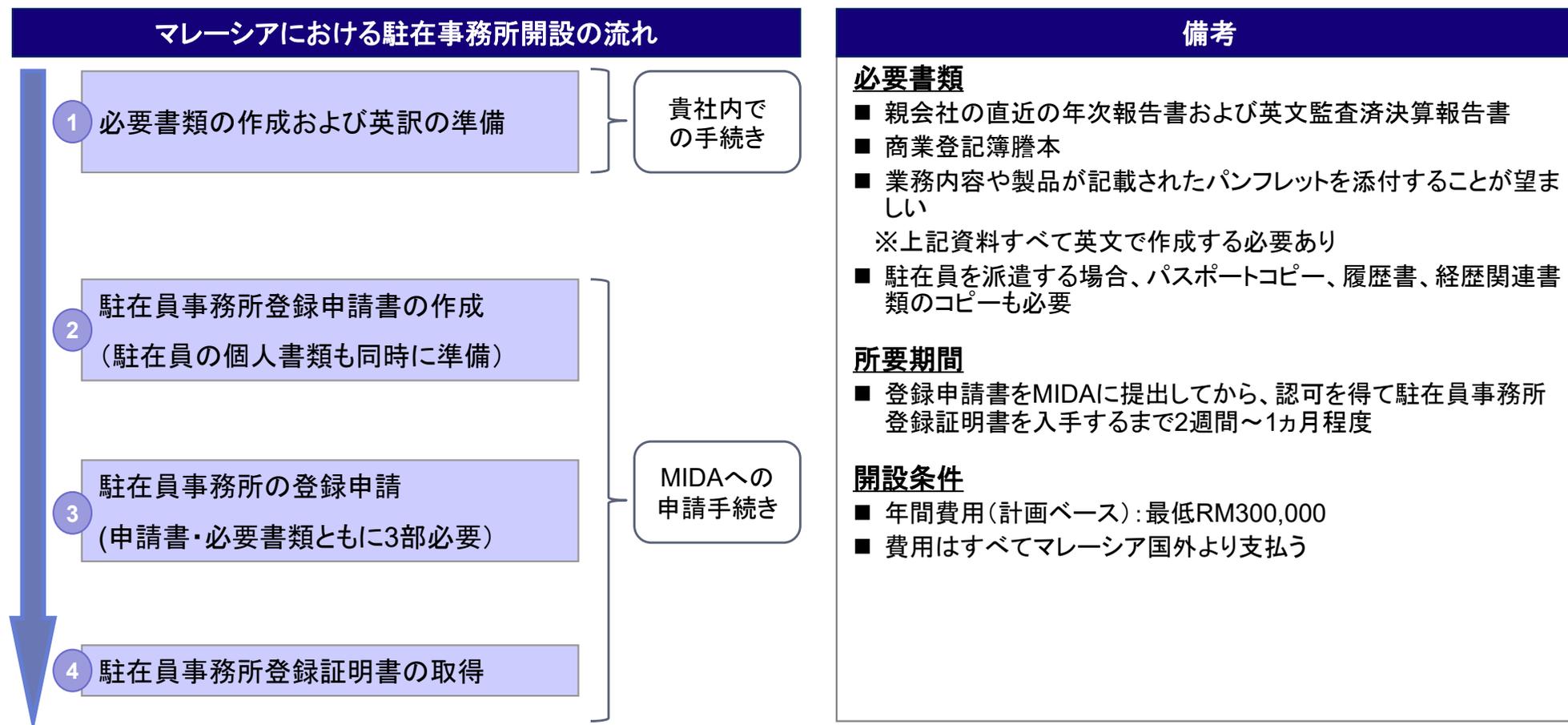
(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

備考

- ✓ **会社設立登録の流れ**
 - ▶ 現法を設立する場合は、会社登記所(CCM/SSM)へオンラインでの申請が必要
 - ▶ 社名許可後、30日以内に設立登記を行わなければならない
- ✓ **発起人および取締役の選定**
 - ▶ 会社法上、最低1名(公開会社は2名)の“居住”取締役の任命が必要。“居住者”とは、雇用パス等の長期滞在ビザを持つ外国人も含まれる
- ✓ **会社秘書役(Company Secretary)**
 - ▶ 会社法により、会社秘書役という有資格者を1名以上任命することが義務付けられている
 - ▶ 会社秘書役は株主総会・取締役会における手続きのアドバイス、議事録・決議書の作成、取締役変更、年次報告書の法定届出等の諸手続きを行う
 - ▶ 会社設立登記手続きについては、新会社法施行により、発起人または株主でも行うことが可能となった
- ✓ **会社設立に伴う費用**
 - ▶ 会社名登録: RM 30-
 - ▶ 会社設立登記: RM 1,000 - RM 70,000
(授權資本の金額により登記費用が異なる)

【Ⅲ－2】拠点設立フロー：駐在員事務所

- ◆ 開設期間は原則2年で、最長5年まで延長可能。5年経過後は現地法人の設立もしくは撤退を要求される
- ◆ 駐在員のビザ申請含め、窓口はマレーシア投資開発庁(MIDA)となる



(出所)各種資料、MIDAヒアリング結果よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－3】現地費用

◆ マレーシア(クアラルンプール)における一般的な現地費用は以下の通り

項目	詳細	金額(単位:USD)	備考	
地価・事務所賃料等	工業団地(土地)購入価格 (1㎡あたり)	100	テロック・パンリマ・ガラン(クラン港から約9km) 税・諸経費別	
	工業団地借料 (1㎡あたり、月額)	3.12	ハイコム・グレンマリー(クラン港から約23km) 税・諸経費別	
	事務所賃料 (1㎡あたり、月額)	24	クアラルンプール市内中心部 平均344㎡ 税・諸経費別	
	市内中心部店舗スペース /ショールーム賃料 (1㎡あたり、月額)	20	クアラルンプール市内中心部KLCCエリア 税・諸経費別	
	駐在員用住宅借上料 (月額)	1,489	クアラルンプール市内中心部KLCCエリア 93~111㎡前後、2寝室、家具付きサービスアパートメント・コン ドミニアム物件の平均値 税・諸経費別	
公共料金	電気	業務用(1kWhあたり)	月額基本料: 146 1kWhあたり料金:a.0.09 b.0.05	工業用(E2カテゴリー) a.ピーク時(8~22時) b.オフピーク時(22~8時)
		一般用(1kWhあたり)	月額基本料: 0.73 1kWhあたり料金: 0.05~0.14	1kWhあたり料金は使用量により異なる
	水道	業務用(1㎡あたり)	月額基本料: 8.76 1㎡あたり料金: 0.50~0.55	調査対象はセラングール州 1㎡あたり料金は使用量により異なる
		一般用(1㎡あたり)	月額基本料: 1.46 1㎡あたり料金: 0.14~0.49	調査対象はセラングール州 1㎡あたり料金は使用量により異なる
	ガス	業務用(単位あたり)	7.44~8.14/MMBtu (1㎡あたり料金: 0.26~0.29)	固定料金(カテゴリーB,C,D,E,F,L) 天然ガス その他、導管への接続費用等別途発生
		一般用(単位あたり)	5.77/MMBtu (1㎡あたり料金: 0.20)	固定料金(カテゴリーA) 天然ガス その他、導管への接続費用等別途発生

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－４】口座開設

- ◆ マレーシアにおける一般的な口座開設手続は以下の通り
- ◆ 基本的に邦銀はマレーシアで個人のお客様向けに口座開設はしておらず、個人の口座は地場銀行、もしくは他国系の外資系銀行で開設するのが一般的
 - 長期滞在のためのビザを取得した人は口座開設が可能

口座開設手続

- ✓ 必要書類
 - ① Certificate of Incorporation(Section 17 法人登録証明書):会社秘書役によるCertify True Copy (“CTC”) 必須
 - ② Application for Registration of a Company (Section 14 法人登録情報) :会社秘書役によるCTC必須
 - ③ 直接的もしくは間接的に25%以上株式保有者の本人確認資料
 - ④ Certified Extract of Resolution of the Company's Board of Directors (口座開設に係るマレーシア現法の取締役会議事録抄本)
 - ⑤ サイナーのパスポート(外国人)または身分証明カード(マレーシア人)の写し:会社秘書役によるCTC必須

留意点・預金種類等

- ✓ 「CTC」とはCertified True Copyの略。Company Secretary (「会社秘書役」と呼ばれる有資格者)が写しに日付、ゴム印(Certified True Copyの表示、氏名、ライセンス番号)を押しサインしたものを原本と同等のものとして取り扱う
- ✓ 一般事業法人様向けの普通預金の取り扱いはなし
- ✓ 個人のお客様向けの口座開設の取り扱いはなし
- ✓ 口座開設書類に不備がなかった場合、7営業日程度で口座開設

(出所)各種資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【IV-1】外資規制① ～概観～

- ◆ 製造業は一部業種を除いて100%の出資が可能
- ◆ 非製造業においてはブミプトラ資本の一部出資が条件とされる業種あり
 - 2009年4月以降、政府は資本規制緩和・撤廃を発表
 - 外資100%出資が認められる産業、分野が拡大

外資規制

規制業種	国家権益に関わる事業(水、エネルギー、電力供給、放送、防衛、保安等)に関しては外資参入を30%または49%に制限
出資比率規制	<p>製造業: なし(完成車製造は制限あり)</p> <p>非製造業: 従来は70%(ブミプトラ資本30%必須)</p> <p>Principal Hub、Multimedia Super Corridor等のステータスを取得した会社は100%外資での設立が可能</p> <p>《2009年4月以降の動き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス産業の一部(電子計算機関連サービス、観光サービス等27分野)でブミプトラ資本30%規制を撤廃 ✓ 金融・保険業では外資規制撤廃(ただし外資・内資に関わらず、5%以上の株式取得に際し、マレーシア中央銀行の事前承認が必要) ※2013年金融サービス法 ✓ 流通取引サービス(販社・サービス業の一部)でブミプトラ資本30%規制を撤廃

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-1】外資規制② ～流通取引業における外資規制～

- ◆ 流通取引サービス業(小売・卸・商社・フランチャイザー等)が進出する際は、国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)の認可を取得する必要がある
- ◆ MDTCCの認可書が入国管理局への雇用パス申請時に必要な書類
- ◆ 通常、最低払込資本金はRM1百万(約30百万円)
- ◆ MDTCCガイドラインでは、外資による流通取引業は、人事運用について、“ブミプトラの取締役を任命する”と記載あり
 - 実態的には、ハイパーマーケット等のブミプトラ資本条件が課されている事業以外は、対象外となっている

MDTCCガイドライン記載の外資規制

専門店の場合

- ・専門店(※)
 - 最低資本金RM1百万
(1店舗あたりRM1百万)
 - 路面店または店舗床面積が5000㎡以上の場合、
現地の小売業への影響を
勘案して認可する

ハイパーマーケット・デパートの場合

- ・ハイパーマーケット
(販売フロア面積5,000㎡以上)
 - 最低資本金RM50百万
 - 最低30%のブミプトラ資本要
- ・デパート
 - 最低資本金RM20百万
 - 最低30%地場中小企業製造
商品の陳列要

外資規制業種

- ・外資禁止業種
 - スーパーマーケット
(販売フロア面積3,000㎡未満)
 - 食料品店／一般販売店
 - 新聞、雑貨品の販売店
 - ガソリンスタンド
 - 宝石店
 - レストラン(高級店でない)
- 等

※専門店の定義:一つの商品に関連して、一つの主なブランド品/商品/商品ラインを扱う店舗

(出所)関係省庁HP、JETRO資料等より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-1】外資規制③ ～物流業における外資規制～

- ◆ 物流業の外資規制は、事業内容に応じて管轄機関、規制内容が異なる
- ◆ 資本規制が多く残るため、進出に際してはローカルパートナーの選定を要する(IILS資格を取得した場合、独資進出可)

事業内容	管轄機関	規制内容
陸運	陸路公共交通委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業車両ライセンスが必要。ライセンスはクラスA(貨物)、A(コンテナ)、C(会社所有の物品の輸送)に分かれる ✓ クラスA(貨物)は51%のマレーシア資本(うちブミプトラ資本最低30%)、クラスCは外資100%が認められている。最低払込資本金は共にRM25万で運転資金としてライセンスを取得する車両の価格の30%が要求される。クラスA(コンテナ)のライセンスは現在凍結中
海運	運輸省	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内船舶ライセンスが必要。マレーシア船籍の場合、認可条件の達成度合によってライセンス期間は変わる(最大2年)。2年の場合、最低30%のブミプトラ資本。また取締役会メンバーの3割以上がブミプトラ、事務系スタッフの30%以上、船員の75%以上がマレーシア人、船齢10年未満の船舶であることなどの認可要件あり ✓ 外国船籍の場合最長認可期間は3ヵ月で資本条件はない
空運 (航空宅配便)	マレーシア通信・マルチメディア委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クーリエライセンスが必要。ライセンスはクラスA(国内/海外)、クラスB(国内/インバウンド)、クラスC(特定地域)に100%外資が認められる。最低払込資本金はそれぞれRM100万、RM50万、RM10万
倉庫業	州税関/地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保税倉庫の場合、①私設保税倉庫と②一般保税倉庫に分類。①は自社のために保有する形態で100%外資可。 ②は多数の企業の物品を扱う形態で最低30%のブミプトラ資本を要する ✓ 非保税倉庫は税関の管理下になく、地方自治体が管轄。外資規制はない
航空会社代理店	州税関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外資100%可
通関業	州税関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最低51%のブミプトラ資本条件 ✓ MIDA管轄のIILS(国際総合物流サービス)資格を取得することで、通関ライセンスが取得可となる

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致① ～製造業に対する主な投資優遇措置一覧～

優遇措置名	期間	内容
パイオニアステータス	5年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府が指定する投資奨励事業および品目の生産に携わる企業は、生産開始より5年間、法定所得の70%の免税を受けることが可能。未利用の控除は、適格期間の終了から7年間繰越可能 ✓ 奨励地域やハイテク産業、国家的・戦略的に重要なプロジェクトに投資する企業は、5年間の法定所得の100%が認められる場合あり
投資税額控除 (ITA)	5年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府が指定する投資奨励産業および品目の生産に携わる企業は、適格資本的支出の60%について課税所得額控除が可能 ✓ この控除で該当賦課年度の法定所得の70%を相殺可能。未控除額は、優遇期間の終了から無期限繰越可能 ✓ 奨励地域やハイテク産業（最先端の素材、医療関連機器、バイオテクノロジー、代替エネルギー生産等）、国家的・戦略的に重要なプロジェクトに投資する企業は、5年間の法定所得の100%が認められる場合あり
再投資控除(RA)	15年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 操業開始から最低36ヵ月経ており、生産能力拡大や生産設備を近代化するために再投資を行う企業が対象 ✓ 適格資本的支出の60%の割合で認められ、賦課年度の法定所得の70%を相殺することが可能(申請開始から15年間)。未利用の控除は、適格期間の終了から7年間繰越可能
原材料に対する輸入税・売上税の免除	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ①輸出対象の完成品につき、原材料が国内で生産されていない、もしくは、生産されていたとしても品質や価格が見合わない場合、②国内市場向けの完成品につき、原材料が国内で生産されていない場合、輸入税、売上税の免除が申請可能
機械設備に対する輸入税・売上税の免除	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造に直接使用される機械設備、スペアパーツ、消耗品に関し、国内で入手できない場合、輸入税および売上税免除の申請可能

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致② ～物流業における投資優遇措置～

	総合物流センター(ILS)	国際総合物流センター(IILS)
管轄機関	マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority/略称MIDA)	
定義	✓ フレイトフォワーディング、倉庫、輸送業を主要事業とする総合物流事業者	✓ 一社でシームレスに域内またはグローバル総合物流サービスを提供する物流事業者
特典内容	以下二つの税務特典のいずれかを選択可能 ✓ パイオニアステータス <ul style="list-style-type: none"> 事業開始より5年間、法定所得の70%免税 ✓ 投資税額控除 (ITA) <ul style="list-style-type: none"> 適格資本的支出の60%を課税所得額から控除することが可能。この控除で該当賦課年度の法定所得の70%を相殺可能。未控除額は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰り越し可能 	✓ 外資100%の設立が可能 ✓ 税務特典はなし
申請資格	✓ マレーシア資本60%以上 ✓ 倉庫、輸送、フレイトフォワーディング業務を行い、以下事業のうち最低一つを行うこと <ul style="list-style-type: none"> 流通 その他関連業務(パレタイジング、組立/据付、ブレイクバルク、混載、梱包/再梱包、調達、品質管理、ラベリング/リラベリング、検査等) サプライチェーンマネジメント ✓ 商用車20台、倉庫5,000㎡以上の設備を保有すること	✓ 倉庫、輸送、フレイトフォワーディング業務(含む通関業務)を行い、以下事業のうち最低一つを行うこと <ul style="list-style-type: none"> 流通 その他関連業務(パレタイジング、組立/据付、ブレイクバルク、混載、梱包/再梱包、調達、品質管理、ラベリング/リラベリング、検査等) サプライチェーンマネジメント ✓ 商用車20台、倉庫5,000㎡以上の設備を保有すること ✓ マレーシアを域内における物流ハブの拠点とすること
備考	✓ ILSとは別に各事業毎のライセンス取得を要する	✓ IILS資格を取得した場合、各事業毎のライセンスも同時に税関から発給される

(出所)マレーシア投資開発庁資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致③ ～石油・ガス産業における投資優遇措置一覧～

- ◆ 2018年9月に、石油・ガス産業分野で適用される税制優遇ガイドラインが発表された
- ◆ 石油・ガス分野特有の税制優遇措置は28項目あり、下記4グループに分類される

分類名	優遇措置
奨励事業(12項目)	①エンジェル投資家に対する投資費用控除、②事業の自動化に対する税額控除、③輸出増加に対する税額控除、④輸出増加に対する免税、⑤マレーシア国際貿易企業に対する免税、⑥輸出促進に対する税額控除、⑦プリンシパルハブに対する優遇税率、⑧研究費に対する税額控除、⑨研究開発費に対する投資税額控除、⑩社内研究開発再投資に対する投資税額控除、⑪職業訓練事業に対する税額控除、⑫ベンダー育成プログラムに対する二重控除
奨励業種(8項目)	①奨励事業者に対する免税・投資税額控除、②先端技術を行っている企業に対する免税・投資税額控除、③総合物流サービス(ICLS)に対する優遇措置、④奨励産業に対する免税・投資税額控除、⑤奨励産業(造船・船舶修理業者)に対する免税・投資税額控除、⑥小規模事業者に対する免税・投資税額控除、⑦再投資控除、⑧ベンチャーキャピタルに対する免税・税額控除
奨励地域(6項目)	①東海岸回廊経済地域(ECER)に対する免税、②北部回廊経済地域(NCER)に対する免税、③イスカンダル・マレーシア(IM)に対する免税、サラワク再生エネルギー回廊(SCORE)に対する免税等、⑤サバ開発回廊(SDC)に対する投資税額控除、⑥低開発地域に対する免税等
その他(2項目)	①印紙税免除、②輸入税免除

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致④ ～その他の主な投資優遇措置一覧～

優遇措置名	期間	内容
地域統括本部 (Principal Hub)	5年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域統括業務を営む企業に対する優遇措置。既存のOHQ(経営統括本部)、IPC(国際調達センター)、RDC(地域流通センター)に対する優遇措置が統合 ✓ 統括会社の事業規模、内容に応じた恩典に分かれており、法人税の優遇はそれぞれ0%、5%、10% ✓ 特定の条件(雇用、年間事業支出)を満たすことで恩典期間をさらに5年間延長可能
資金管理センター(TMC)	5年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ TMCとは地域の財務管理を行う企業であり、役員料・経営指導料、受取利息、保証料等について5年間法人税が70%免除され、利息源泉税や印紙税も免除 ✓ TMCに勤務する駐在員の個人所得税は、マレーシア滞在日数に該当する課税所得についてのみ課税
自由貿易地域(FZ) 保税工場(LMW)	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ FZはマレーシア国外とみなされ、輸入税、売上税等の関税が免除される区域のこと。FZに立地する企業は製品の80%以上を輸出することが求められる ✓ LMWはFZ以外の主関税地域に事業所を設置する輸出品製造業者を対象とした優遇措置。FZ同様、企業は製品の80%以上を輸出することが求められる
マルチメディアスーパー コリドー(MSC)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ MSCとは、アジアにおけるIT開発拠点として、マルチメディア製品やサービスを創出、流通、利用する場をマレーシア政府が提供するプロジェクト ✓ MSCステータス取得企業は、10年間法人税100%免除のパイオニアステータス、またはITA(投資控除)により5年間の適格資本支出全額が税控除。マルチメディア機器の輸入関税が免除
ハラル産業に関する 優遇措置	5年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府が指定したハラルパークに立地するハラル企業は、10年間の適格資本支出に対する100%の法人税免除または5年間の輸出売上に対する法人税免除が受けられる ✓ ハラル奨励商品の開発・生産に使用される機械・設備、原材料の輸入税および売上税の免除 ✓ 指定されたハラルパーク以外に立地するハラル企業は5年間の適格資本支出全額控除(ITA)を受けられる

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-2】投資誘致⑤ ～大型長期開発計画～

	イスカンダル開発	北部コリドー開発	東部コリドー開発	サバ開発コリドー	サラワク再生エネルギーコリドー
開発期間	2006-2025	2007-2025	2007-2020	2008-2025	2008-2030
面積 (km ²)	2,216	17,186	66,736	73,997	70,708
地域	ジョホール南部中心	ペナン、ケダ ペルリス、ペラ	パハン、クランタン トレンガヌ	サバ	サラワク
監督官庁	イスカンダル地域開発庁	北部コリドー開発庁	東海岸経済地域開発委員会	サバ経済開発投資庁	サラワク地域コリドー開発庁
重点産業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育 2. 保健医療 3. 観光 4. 物流 5. 金融 6. 情報クリエイティブ産業 7. 電子・電気 8. 石油・石油化学 9. 食品・食料 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業 2. 製造 3. 観光 4. 教育 5. ロジスティクス 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業 2. 教育 3. 製造 4. 観光 5. 石油、ガス、石油化学 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業 2. 製造 3. 観光 4. ロジスティクス 	<ol style="list-style-type: none"> 1. アルミニウム 2. ガラス 3. 海洋技術支援 4. 金属関連 5. 石油関連 6. 木材関連 7. 漁業・水産養殖 8. 畜産 9. パーム油 10. 観光
投資インセンティブ (重点産業の事業を 指定域内で行うことが 前提)	<p>2015年12月31日までに事業開始したIDRステータス企業(クリエイティブ、教育、観光、ヘルスケア、物流、金融)に対し下記恩典あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認定事業の所得に対して10年間の100%法人税免除 2. 非居住者へのロイヤルティや技術フィーの支払に対する源泉税10年間免除 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定事業の所得に対して10年間の法人税免除か、5年間の適格資本支出に対し、100%の投資税額控除 2. 印紙税の免除等 	<p>2015年12月31日までに事業開始した企業に対し下記恩典あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認定事業の所得に対して10年間の法人税免除か、5年間の適格資本支出に対し、100%の投資税額控除 2. その他事業に応じたインセンティブの提供 	<p>認定事業の所得に対して5～10年間の100%法人税免除か、5～10年間の適格資本支出に対し、100%の投資税額控除</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定事業の所得に対して10年間の法人税免除か、5年間の適格資本支出に対し、100%の投資税額控除 2. 州政府により提供される、水、電気、土地の売却額や条件については柔軟に対応

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-3】会社法

- ◆ 2017年1月より、新会社法が施行(それまでは1965年会社法が適用)
 - 開示要件・取締役の義務と責任および少数株主の保護を中心とする株主保護等のガバナンスの枠組みを提示し、先進国のものと大差ない
- ◆ 国内取引・協同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism) の管轄
- ◆ 会社法に基づく事項はマレーシア会社登記所 (Companies Commission of Malaysia: CCM) が施行・管理

会社法改正概観

会社法が改正された背景としては以下の通り

- ① 起業を促進するため、設立や運営を簡素化、現代化
- ② 株式・資本の手続きを改正・簡素化
- ③ コーポレートガバナンスを強化・改正
- ④ 倒産手続を多様化

主な変更点は以下の通り

- ✓ 定款の策定が自由化
- ✓ 居住取締役について、会社設立に必要な取締役が一人に (一人会社の設置可)
- ✓ 非公開会社は年次株主総会の開催が会社判断
- ✓ 株主による書面決議の署名人数条件緩和
- ✓ 取締役の免責と補償の範囲拡大
- ✓ 取締役の経営責任強化 (罰則強化)
- ✓ 額面株式の廃止
- ✓ 宣誓書による減資が可能
- ✓ 社名および登記番号の表示義務強化

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

メリットと留意点

改正によるメリット

- ✓ 一人居住取締役や株主総会書面決議の簡素化等、会社設立・運営の簡素化が進み、より効率的な経営が可能
- ✓ 日本の会社更生手続きに近いJudicial Managementや私的整理に近いCorporate Voluntary Managementの導入により、倒産手続きが多様化され各社のケースに沿う再建手段の選択が可能に

改正に伴う留意点

- ✓ 原則として定款に記載されている事業以外は実施不可とされており、定款の再点検・見直しが必要
- ✓ 年次株主総会について、公開会社および非公開会社で定款規定または10%以上の株式を保有する株主からの要請がある場合、総会を開催しなければならない
- ✓ 罰則規定が強化されており、組織管理体制を整備しコンプライアンス強化を図ることが望ましい
- ✓ 非公開会社ではあえて法律で規制されていない事項も多く、その場合は定款により規律する
- ✓ 2017年1月時点で施行されているものの、一部運用が追いついていない部分(提出物のフォーマットなど)があるため、都度確認が必要

【IV-4】為替管理制度① ～貿易取引～

- ◆ 為替管理制度は、2013年金融サービス法および2013年イスラム金融サービス法、ならびにマレーシア中央銀行(Bank Negara Malaysia)の通達により規定される
- ◆ 現在一部緩和されたものの、2016年12月2日、マレーシア中央銀行より、「Statement by Financial Markets Committee Initiative to Develop the Onshore Financial Market」がプレスリリースされ、輸出収益の75%の外貨リンギ転(またはリンギ転の為替予約をすること)、外貨口座(FCA)の分別管理などが新たに規定された

内容	詳細
外貨建て輸出代金(財のみ、仲介貿易を含むサービスは対象外)からの外貨保有を原則25%に制限	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出代金(財のみ、仲介貿易※を含むサービスは対象外)として受け取る外貨は、①輸出代金の25%、もしくは②財輸出代金着金日時点で存在する(書面証拠のある)6ヵ月以内に到来する外貨建債務(輸入支払、外貨借入返済、他の国際経常取引)、のいずれか高い方を上限に保有可能 ✓ 残りの代金については、受け取った当日中にMYR転、またはMYR転の為替予約を行う必要あり ただし、為替予約でMYR転ヘッジ済の場合、予約の期日まで見合い金額を外貨のまま保有可能
外貨口座の分別管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主にTrade決済用のTrade FCAと、その他の決済用のInvestment FCAで分別管理をすることが必要 ✓ それぞれの口座の入金原資、払出目的は限定されており、外貨の受け取り、支払いに合わせ、外貨口座の位置付けを明確にすることが必要
国内商取引(財・サービス)における外貨決済の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内での財、サービス(含む前述の仲介貿易)における決済はMYR建とすることが必要 ✓ ただし、一定要件に該当する在マレーシア中小企業については、一定条件を充足すれば、居住輸出企業から外貨受け取りを行うことが可能
書面エビデンスを要しないヘッジの導入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住者はUSD/MYR、CNH/MYR、GBP/MYR、EUR/MYR、JPY/MYRの先物為替予約(当日物以外)について、書面によるエビデンスなしで、MYR 6Mのネット・オープン・ポジション(NOP = 上記両通貨ペア合算でのMYRの未決済残高)を上限に取引執行(新規約定・解約)が可能

※従来中銀の個別承認を求められた6ヵ月超の外貨買い為替予約について、一定条件を充足することで、中銀の承認なくヘッジ可能(2019年3月27日改正)

(出所)JETRO資料等各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-4】為替管理制度② ～貿易外・資本取引～

貿易外・資本取引

貿易外取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非居住者である個人および金融機関は、直接・間接にかかわらず、マレーシアの居住者に対し、預金や保険金を募ること、保険商品やその他の商品を提供することは認められていない
資本取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住者は、非居住者に対するリング建てまたは外国通貨建ての支払いがRM20万までの場合は、中央銀行への報告は不要 ✓ 居住者および非居住者は、リング通貨の持ち込み、持ち出しがUSD1万相当額まで認められ、外国通貨の持ち込み、持ち出しには制限なし
	<p>投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 非居住者によるマレーシアへの投資 直接投資家は、資本、収益、配当、利息、報酬、賃貸料を自由に本国へ送金可。非居住者は、その資産を居住者に、リング建てまたは外貨建てで売却可。ただし、マレーシア国外への送金は、外国通貨で行う必要あり ✓ 居住者による海外投資 国内信用供与を得ていない居住者である企業および個人は、自由に海外へ投資可。リング建て国内信用供与を得ている居住者は、外国を源泉とする資金の保有外国通貨で自由に海外へ投資可。株主資本RM10万以上で開業後1年以上の企業は同一企業グループ内で暦年でRM5,000万まで、個人は同RM100万まで、リングを外国通貨に転換して海外投資可。2011年の緩和発表により、中央銀行により適格と判断された会社は、年間RM5,000万の上限なしに一定の海外直接投資可能に。また、すべての居住者は外貨建て借り入れ制限の範囲内で、調達した資金を使って海外投資可能 ✓ その他、居住者である投資信託運用会社およびファンド運用会社や、認可保険会社についての条件あり
	<p>信用供与</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 居住者に対する外貨建て信用供与 企業(居住者)は、非居住者金融機関、グループ外からの借入れを目的とする特別目的会社を除き、グループ内の居住者・非居住者である他社、居住者・非居住者の直接株主は国内の認可銀行等から、居住者に対する外貨建て債券発行を通じ、金額制限なく自由に外貨建て信用供与の獲得可能。また、グループ内の非居住者である他社、もしくは直接株主以外の非居住者から、グループ内で親子関係にある居住者企業と合計でRM1億を上限に外貨建て信用供与の獲得可能。また、外貨建て借入れの元本および利息についても、資金の再調達が可能 ✓ 居住者に対するリング建て信用供与 企業(居住者)は、国内の実需に基づく活動のために、グループ内の非居住者の他社(非居住者金融機関を除く)または非居住者の直接株主から、リング建て普通債券またはイスラム債券の発行を通じ、金額制限なく自由にリング建て信用供与の獲得可能。また、グループ内で親子関係にある居住者企業と合計でRM100万を上限に、国内での使用を目的に、グループ内の非居住者企業または個人からリング建て信用供与の獲得可能 ✓ 非居住者に対する外貨建て信用供与 非居住者は、国内の認可銀行、国内の他の非居住者、居住者である企業や個人、家族から、金額制限なく自由に外貨建て信用供与の獲得可能 ✓ 非居住者に対するリング建て信用供与 非居住者は、国内の実需に基づく活動や、国内の住宅や商業用不動産購入のために、国内の認可銀行からリング建て普通債券またはイスラム債券の発行を通じ、金額制限なく自由にリング建て信用供与の獲得可能
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 先物外国為替契約 居住者は貿易取引について、国内の認可銀行と自由に先物予約可能。保有する外貨資産に対する先物予約も可能。非居住者(金融機関を除く)は、経常取引については確定した取引実額または予想額ベースで、非経常取引では確定した取引実額ベースで、それぞれ先物予約可能。非居住者の代理人としての非居住者金融機関は、確定した取引実額ベースで先物予約可能

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-5】貿易制度

◆ 国際貿易産業省、税関局により管轄

➢ 2013年3月21日、政府機関への問い合わせなどを1カ所に対応する「1 Malaysia One Call Centre」(1MOCC)が設置

◆ 1967年関税法(Customs Act 1967 (CA))、2012年関税(輸入禁止/輸出禁止)令により法律が規定

➢ その他に動物保護法や野生保護法など輸出入関連規制については各種国内法あり

輸入関連規制・ライセンス

- ✓ 輸入業者は、製品を税関に申告し、課税対象となる場合は関税の支払いに責任を有する
- ✓ 輸入規制は、①完全に輸入が禁止される品目(コーランを模した布や有害な化学物質など)、②輸入ライセンスを要する品目(砂糖や自動車など)、③保護措置等のために輸入ライセンスを要する品目、④輸入方法に条件が付される品目(鉄鋼製品・アルミ製品など)の4つに分類
- ✓ 強制適合性検査(Certificate of Approval: COA)制度
鉄鋼製品・アルミ製品等については、粗悪な製品の国内流入を防ぐ理由から、輸入者は、建設資材については、建設業開発庁、製造のための原材料については、試験・検査・証明機関のSIRIM QASより、COAまたはCOA免除のレターの入手が必要
- ✓ インドネシアについては丸太などの木材、イスラエルについては全品について、輸入ライセンスが必要
- ✓ 輸入に関する主たる法律には、関税法の他にワシントン条約に基づく、絶滅のおそれのある生物を保護するための輸入関連法規、2010年戦略貿易法等あり

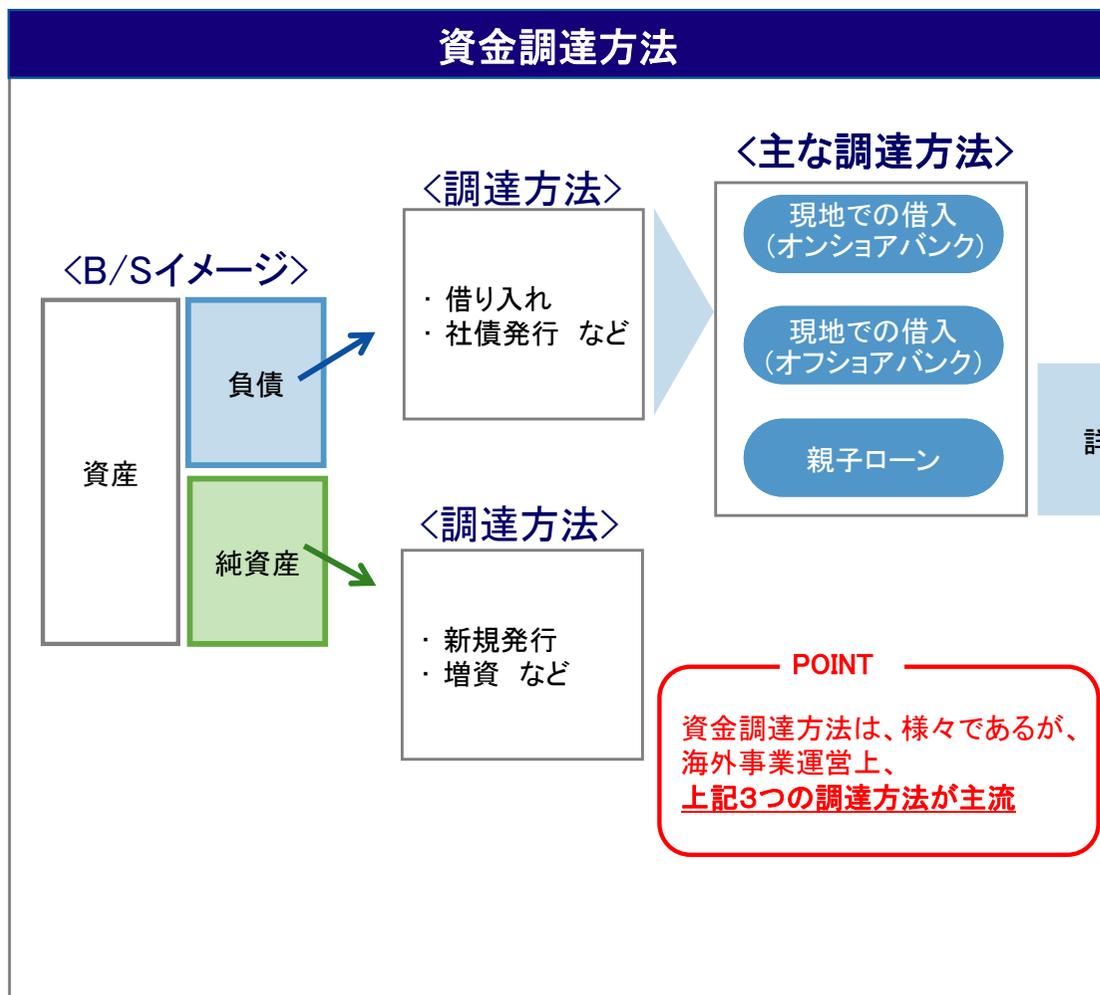
輸出関連規制・ライセンス

- ✓ 輸出規制は、①完全に輸出が禁止される品目(有害化学物質や天然の砂など)、②輸出ライセンスを要する品目(砂糖や一部の油脂など)、③輸出方法に条件が付される品目(動物や殺虫剤など)の3つに分類
- ✓ 輸出ライセンスは、製品の種類に応じて、国際貿易産業省(MITI)、マレーシア検疫所など、各省庁、国家機関、または関係する政府部署が発給
- ✓ イスラエル向けの全品目について、輸出ライセンスが必要
- ✓ マレーシアの国際的義務の遂行と国家安全の観点から、2010年戦略貿易法が公布、2011年7月1日から完全施行
戦略品目(兵器および兵器になりうる機器・設備等)の輸出・積み替え・通過を規制し、取引仲介者も含め該当品目を扱う者は、MITIに登録を行い、輸出ライセンスを取得する必要あり

(出所)JETRO資料、マレーシア日本人商工会議所より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-6】資金調達① ～資金調達方法～

- ◆ 日系企業における資金調達は、①現地での銀行ローン、②親子ローンが主流
- ◆ マレーシアリングgit (MYR)は、オンショアバンクより調達可能(ドローバック送金を活用すれば親子ローンでも調達可)



現地での借入	
オンショアバンク	
取引種類	短期・長期借入
規制	総与信枠合計に制限あり ・1グループ: (銀行の) 自己資本 × 25% ・通貨規制なし
オフショアバンク	
取引種類	短期・長期借入
規制	・外貨のみ ・調達金額がRM100M相当 (極度基準) を超える場合、中銀承認が必要
親子ローン	
取引種類	親会社から借入
規制	・国外関連会社からの借入は自由 ・ドローバック送金を利用すればリングgit建も可 ・源泉税あり

(出所)JETRO資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-6】資金調達② ～規制～

規制全般

	銀行からの借入		国外からの借入	
貸し手	オンショアバンク	オフショアバンク	関連会社 直接株主(10%以上保有)	非関連会社
通貨	RM : 可 外貨 : 可	RM : 取り扱いなし 外貨 : 可	RM : 可(ドローバック送金など) 外貨 : 可	RM : 可(ドローバック送金など) 外貨 : 可
金利	RM : 基準金利+SP 外貨 : 基準金利+SP	RM : 取り扱いなし 外貨 : 基準金利+SP	RM : 基準金利+SP 外貨 : 基準金利+SP	RM : 基準金利+SP 外貨 : 基準金利+SP
資金用途	制限なし	制限なし	RM : マレーシア国内でのみ使用可 (投資目的・借換目的・土地のみの 取得目的は不可) 外貨 : 制限なし	RM : マレーシア国内でのみ使用可 (投資目的・借換目的・土地のみの 取得目的は不可) 外貨 : 制限なし
当局許可	特になし	調達額が極度ベースでRM100Mを 超える場合、中銀承認が必要	特になし	調達額が極度ベースでRM100Mを 超える場合、中銀承認が必要
印紙税	契約金額の0.5%	契約金額の0.5%	契約金額の0.5%	契約金額の0.5%
源泉税	不要	不要	10%(日本への支払い) 10%(シンガポールへの支払い)	10%(日本への支払い) 10%(シンガポールへの支払い)
その他	グループ貸出規制有 (Single Counterparty Exposure Limit) 1グループ貸出制限:(銀行の)自己 資本×25%	特になし	特になし	特になし

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV－6】資金調達③

各種規制について

Single Counterparty Exposure Limit (”SCEL”)について

- ✓ グループの範囲については実質支配基準で判断(案件ごとに確認要)
- ✓ 対象となる与信は貸出以外も含まれる(保証、為替予約、デリバティブ等全与信取引)

金利固定化について

- ✓ 金利スワップを組み合わせる事により、変動金利の固定化は可能
- ✓ 通貨スワップと組み合わせることにより、他通貨への交換は可能

MYR関連の通貨スワップ・金利スワップについて

- ✓ 最終元本交換が顧客外貨受取となる通貨スワップで、最終元本交換の期日が約定日から1年超となる場合は中銀の個別承認が必要、ただしエクスポージャー(SCELに影響)として認識

(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

【IV-7】不動産関連規制

- ◆ マレーシア連邦憲法上、原則として不動産に関する事項は州政府の管轄
 - 不動産に関する規制に統一性を図るため、不動産法制の大部分は連邦法により規定されている
- ◆ 連邦法に加え、州ごとにその州の法制度や条例等が適用される
 - 連邦法には、国家土地法、土地取得法、住宅開発業者(監督および免許)法、区分所有権法、区分管理法などが含まれる

土地の取得・賃借取引の一般的な流れ

1. 土地のデューディリジェンス
2. 土地売買契約/賃貸借契約の締結、権利移転証書の作成
3. (売買の場合)ダウンペイメント
4. Caveatの登録
5. ①NLCに基づく州政府の承認手続き、②(売買の場合)EPUの承認手続き、③その他許認可の取得手続き
6. 印紙税計算および支払手続き
7. (売買の場合)譲渡代金の支払い
8. 登記手続き

外国人および外国資本に対する規制

- ✓ 国家土地法により、外国人(外国会社のほか、外国人が直接・間接に50%以上の議決権を有する内国法人を含む)が土地を取得する(賃貸を含む)には州当局の承認が必要
- ✓ 経済企画庁(EPU)による不動産取得に関するガイドライン(EPUガイドライン)や、当該土地で行われる事業ごとに規制(例:流通取引事業を行うための不動産売買については、MDTCC(国内取引・協同組合・消費者省)ガイドライン)が存在

EPUガイドライン

- ✓ 規制対象となる取引
 - 直接取得:RM2,000万以上の不動産を直接取得する場合で、その結果ブミプトラ関係者・政府機関の所有権が希釈化する場合
 - 間接取得:資産総額の50%超の不動産(RM2,000万超)を所有する会社の株式取得で、その結果ブミプトラ関係者・政府機関の所有する会社の支配が変化することになる場合
 - ※1ユニットあたりRM100万未満の不動産⇒取得不可
- ✓ 取得者に課される要件:EPUによる事前承認、持分要件(最低30%のブミプトラ資本)、最低資本金要件(マレーシア人が50%超所有する現地会社の場合:RM10万、外国人、外国会社が50%超所有する現地会社の場合:RM25万)
- ✓ 土地の「取得」に関して、賃借は含まれないため、土地賃借の方法の場合、本規制の適用外であるが、国家土地法の規制は適用

(出所)各種資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV. 各種規制・恩典・参考情報

V. その他

【V-1】みずほ銀行 マレーシア拠点のご案内

マレーシアみずほ銀行

所在地	Level 27, Menara Maxis, Kuala Lumpur City Centre, 50088 Kuala Lumpur, Malaysia
代表電話	60-3-2058-6881
営業日	月曜日～金曜日



空港からのアクセス タクシー：約1時間

みずほ銀行ラバン支店

所在地	Level 9 (B) & (C), Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 Federal Territory of Labuan, Malaysia
代表電話	60-87-417766
営業日	月曜日～金曜日



空港からのアクセス

タクシー：約10分

ラバン支店クアラルンプール出張所

所在地	Level 27, Menara Maxis, Kuala Lumpur City Centre, 50088 Kuala Lumpur, Malaysia
代表電話	60-3-2070-6880
営業日	月曜日～金曜日

【V-2】業務提携① ～Malayan Banking Berhad(Maybank)～

- ◆ 2010年12月、マレーシア最大の地場銀行であるメイバンクと業務提携覚書を締結
- ◆ メイバンクとはそれまで約40年にわたる親密な関係を築いてきたが、一層の連携強化によりお客さまの事業展開を万全の体制でサポートすべく、包括的な業務提携覚書を締結



✓ 業務提携覚書の骨子

- ① プロダクト・ストラクチャリングノウハウの相互提供
- ② 両行のネットワークの相互提供
- ③ 案件の相互紹介

✓ 業務提携の対象とする範囲

シンジケートローン、ストラクチャードファイナンス、トレードファイナンス、デリバティブ、海外業務、キャッシュマネージメントサービス、イスラム金融等



【Maybankの概要】

1960年に設立され、世界20カ国に2,400のオフィス、44,000人のスタッフ、2,200万人の顧客を擁するマレーシア最大規模の金融グループ。商業銀行、投資銀行、イスラム金融、リース、保険、アセットマネジメント等総合金融サービスを提供。傘下の投資銀行部門であるMaybank Investment Bankとみずほ証券は、2009年に業務提携覚書に調印済み
また、2016年8月にはメイバンク子会社のMaybank Kim Engとみずほ証券がアジア市場のエクイティにかかる分野で業務提携を行うことに合意

【V-2】業務提携② ～Malaysian Investment Development Authority(MIDA)～

- ◆ 2006年2月、マレーシア投資開発庁(MIDA)との間で日系企業進出支援に関する業務協力覚書に調印
- ◆ 当グループの顧客基盤、ネットワーク網、並びにMIDAの当地における専門的なアドバイス、サポート等お互いの強みを生かした相互協力を通して、両国の投資促進を狙う



- ✓ 業務提携覚書の骨子
- ① 日系企業進出、誘致に関する相互協力
- ② 中小企業を含む日系企業相談会等の共催
- ③ 日系企業に対するマレーシア側パートナーの選定、諸手続きのサポート



【マレーシア投資開発庁の概要】

1967年に設立された、マレーシアの製造業・サービス業の促進を担うマレーシア政府の主要機関。MIDAは企業の製造業またはサービス業への投資をサポートし、またプロジェクトが実現されるように支援しているとともに、別途下記の製造業・サービス業の申請を処理している

- ✓ 製造ライセンス
- ✓ 税制優遇措置
- ✓ 外国人駐在員ポスト
- ✓ 原材料、部品、機械機器に関する関税の免除

©2019 株式会社みずほフィナンシャルグループ

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。